

【別紙1】

委員会の構成員について

役職名	氏名	職名	専門分野等
委員長	服部 英雄	九州大学 名誉教授	日本史
副委員長	水野 克司	落合宿本陣ガイドボランティアの会 会長	落合地区住民代表 (本陣関係団体)
委員	麓 和善	名古屋工業大学 名誉教授	建築史
委員	杉村 啓治	中津川市文化財保護審議会 委員代表	郷土史・古文書
委員	飯森 修	落合まちづくり推進協議会 会長	落合地区住民代表 (まちづくり団体)
委員	松井 嘉之	中津川市文化スポーツ部 部長	行政

オブザーバー	滑川 敦子	文化庁文化財第二課 文化財調査官	史跡
オブザーバー	荻谷 菜々子	岐阜県庁文化伝承課 主査	記念物保護

文化財コンサルタント	木下 寿之	株式会社 文化財保存計画 協会 統括主任研究員	建造物
文化財コンサルタント	大野 俊輔	株式会社 文化財保存計画 協会 研究員	建造物

事務局	吉村 伸広	文化スポーツ部 次長 兼 文化振興課 課長	
事務局	清水 宣洋	文化スポーツ部 文化振興課 課長補佐 兼 文化財保護係長	
事務局	熊崎 真司	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主任	
事務局	安藤 滉基 (欠席)	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主事	
事務局	奥田 博美	定住推進部 落合事務所 所長	

令和5年度第1回中山道落合宿本陣整備計画策定委員会議事概要

開催日時： 令和5年6月30日 14時30分

場 所： にぎわいプラザ4階 4-1会議室

(※ 委員会に先立ち、13時45分から委員らによる落合宿本陣の現地確認を実施)

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

3-1. 前回委員会の概要と昨年度からの動向について

- ・ 前回委員会での決定事項や懸案事項について振り返った後、令和4年度からの動向について事務局が報告した。

3-2. 「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」の策定について

- ・ 令和4年度からの調査成果を、令和5年度中に「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」としてまとめていくことを事務局が報告した。
- ・ 「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」は、平成25年3月に策定した「中山道保存管理計画」の内、特に落合宿本陣に関する内容を追補・改訂するものであり、整備基本計画を策定するための基礎となる計画であることが確認された。

3-3. 文化財コンサルタントへの支援業務委託について

- ・ 「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」本文執筆の一部、整備基本計画策定に向けた予備調査を株式会社 文化財保存計画協会が請負うことについて事務局が報告した。
- ・ 株式会社 文化財保存計画協会の担当者が、本年度の業務予定を報告した。

3-4. 土蔵・離れ等の落合宿本陣を構成する要素の価値付けについて

- ・ 麓委員（名古屋工業大学名誉教授）が離れ・土蔵調査の成果について報告した。
- ・ 丸山宏氏（名城大学名誉教授）による庭園調査の成果について事務局が報告した。
- ・ 市内史跡中山道の本質的価値に明治時代の道としての側面を認めただうえで、その貴重かつ重要な交通遺跡として追加指定された落合宿本陣にも明治時代の歴史的事象にまつわる本質的価値を認めていく価値付け方針を【別紙4】のとおり事務局が提案し、承認を受けた。

3-5. 保存活用計画の章立てと第1章から第3章について

- ・ 保存活用計画の章立て案、第1章から第3章についての本文案を【別紙6】のとおり事務局が提示し、大筋で承認を受けた。
- ・ 杉村委員が行った落合宿本陣に関する史料調査報告の内容に基づき、事務局は次回の委員会までに第3章の増補を行う方針を示した。

3-6. 今後の見通しについて

- ・ 令和10年度以降の着手を目指す【別紙7】のスケジュール案を事務局が示し、承認を得た。
- ・ 令和5年度内にあと2回委員会を開催することが事務局から予告された。

主な意見等

(1) 現地確認について

- ・ 委員会前の現地確認中には、大雨警報が発令されるような大変な天候となったが、落合宿本陣の老朽化と雨被害の関連を考える上で非常に有意義な機会となったとの意見が複数委員からあった。

(2) 落合宿本陣の本質的価値について

- ・ 事務局は「中山道交通の減少に伴い、江戸時代以来の建物の維持がままならなくなり、縮小した」旨の史料記述を価値付けに採用しているが、建物の調査に基づけば、実際は元あった建物より立派なものになっているという指摘が麓委員からあった。
- ・ 上記について、『岐阜県御巡幸誌』の記述を引き合いに、むしろ明治天皇巡幸に関連する座敷部分を後世に永く伝えるため、土壁を設け、屋根に土を塗った瓦葺きとしたと考えるべきと杉村委員から指摘があった。

(3) 整備に向けたスケジュールについて

- ・ 整備に向けて必要な手順があることは十分理解しているが、少しでもスケジュールの前倒しを目指し、かつ建物の破損や原因への対処を遺漏なくしてほしいとの意見が複数委員からあった。

4. 開会

前回委員会からの動向について

1. 落合宿本陣に関する前回委員会からの動向について

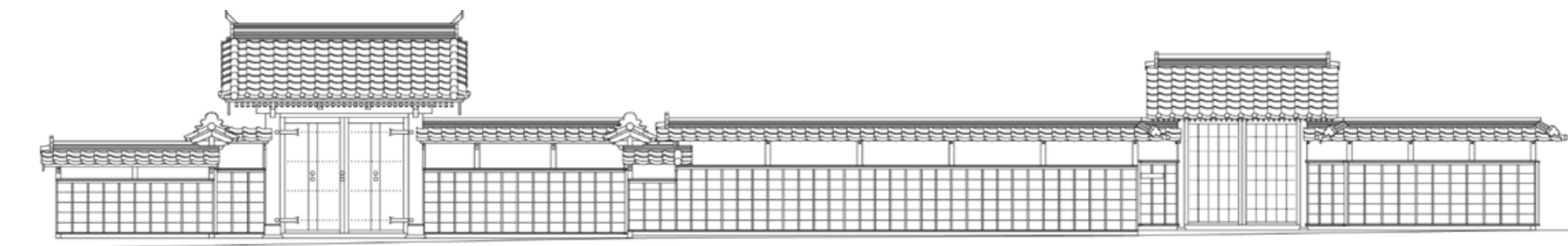
- (1) 株式会社 文化財保存計画協会による落合宿本陣整備基本計画策定事前予備調査
 - ・実施期間は令和5年6月1日から令和5年11月30日
 - ・「3-2. 落合宿本陣の構成諸要素等の分類と計画区域の設定について」に関連

- (2) 令和5年度分の落合宿本陣整備資金クラウドファンディングを開始
 - ・募集期間は令和5年10月2日から令和6年1月29日
 - ・令和5年12月11日現在、1008人の支援者から17,605千円の寄付
(12/11 AM8:30 現在)
 - ・令和4年度は令和4年12月3日から令和5年3月2日の期間で実施、3138人の支援者から62,117,000円の寄附があった。

- (3) 令和6年度事業に関する国庫補助要望の提出
 - ・令和6年度に実施を予定する事業（整備基本計画策定・詳細地形図作成・石垣立面図作成・発掘調査等）に関する国庫補助を要望

- (4) 主屋西側雨落溝（土間入口前）に充填されたコンクリートの除去
 - ・前回委員会で指摘のあった主屋西側雨落溝について、充填されたコンクリートを除去し、グレーチングを製作、設置した（別添写真参照）。

令和5年度 第2回 中山道 落合宿本陣整備計画策定委員会



令和5年12月14日
(株)文化財保存計画協会

目 次

目次	
例言	
1. 構成要素調	1
1-1. 落合宿本陣の概要	1
1-2. 史跡地内の土地利用変遷と現状	2
1-3. 落合宿本陣を構成する諸要素	3
1-3-1. 構成要素	3
1-3-2. 構成要素の抽出	4
1-4. エリア区分の設定	5
1-4-1. 部分・部位の基準設定	6
2. 破損調査	12
2-1. 破損調査概要	12
2-2. 柱の倒れ	12
2-3. 柱の不動沈下	14
3. 耐震予備診断（所有者診断）	15
3-1. 耐震予備診断概要	15
3-2. 耐震予備診断書	16
4. 設備簡易調査	17
4-1. 史跡地内排水	17
資料	18

例 言

- ・主屋の名称は、「中津川市指定史跡 落合宿本陣跡（井口家）調査報告書」（名古屋工業大学 名誉教授 麓 和善）に基づいた。
同じ部屋名称には、便宜上番号を付けた。
- ・離れ棟の部屋名称は、便宜上全てを「和室」とし、番号を付けた表記とした。
- ・方位は、便宜上道路と平行を南北として表現した。
- ・基準地盤面は、便宜上主屋が建つ平地を基準地盤面とした。

1. 構成要素調査

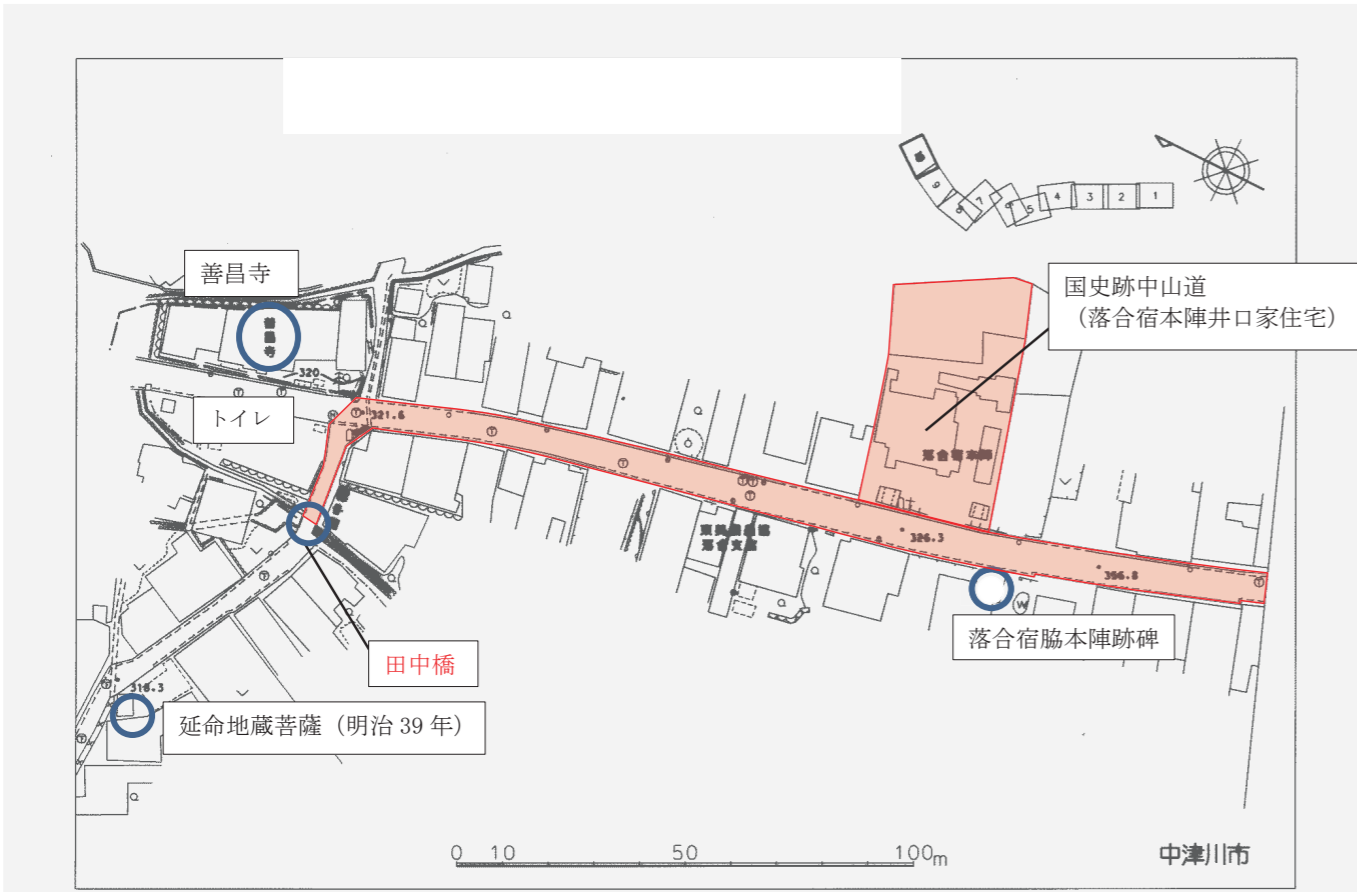
1-1. 落合宿本陣の概要

落合宿本陣は、史跡中山道が南北に通る落合宿の中央、東側に位置する。史跡地の規模は、間口約 29.6 m、奥行約 55.6 m で概ね台形の形状で、面積約 1525.9 m² の広さを有している。中山道側境界から東に約 30.6 m の位置で崖地となり上段平坦部と約 4.3 m の高低差がある。下段平坦部東側には約 0.9 m 低い位置に幅約 1.9 m の道路が境界沿いに走っている。上段平坦部北側境界は、史跡地から約 0.5 m（西側境界から約 13.0 m 入った地点）下がって隣地となる。隣地建物までの距離は、約 0.7 m ほどである。また下段平坦部北側には、幅約 0.9 m の私道が民家の裏口の通路となっている。どちらもアスファルト舗装となっている。史跡地南側には、市有地が接続している。この私有地は、間口約 12.2 m、奥行約 52.9 m でこちらも本陣敷地と同様に概ね台形の形状で、面積約 651.5 m² の広さを有している。この市有地も道路から約 35.0 m の位置で低くなり下部平坦面となり史跡地下段平坦部と同じレベルで連続している。

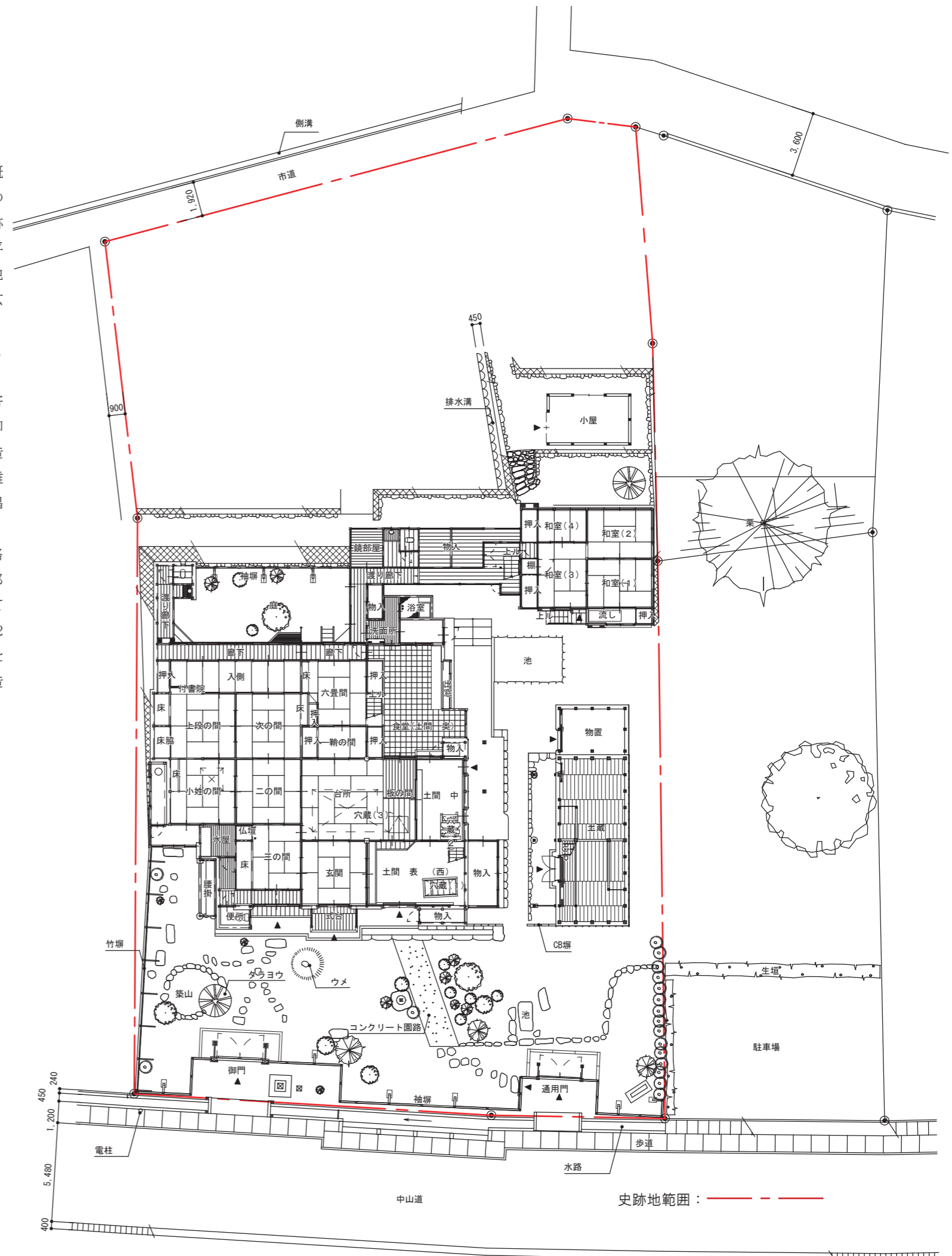
市有地上段西側は、間口約 12.2 m、奥行約 7.8 m の未舗装の駐車場となっている。この駐車場の北面、東面には生垣が廻されている。この市有地は、一気に段差になっているのではなく 5 段階に分けて徐々に低くして下段平坦面としている。

落合宿本陣の史跡地西側正面には幅約 45 cm の切石組水路（開渠）が設けられ、水が南から北に流れる。この史跡地西側正面北寄りと南寄りにコンクリート製橋を架け、2カ所から落合宿本陣への導入路としている。それぞれの橋の前は、東側に引っ込め、北寄りに「御門」、南寄りに「通用門」を構えている。これらの門に袖塀が連続して取り付け閉塞している。袖塀の東側に庭があり、その奥に土蔵造の主屋が建つ。この主屋の南側に土蔵が建つ。主屋の東側北寄りに渡り廊下が接続し便所に通じる。また南寄りにも渡り廊下が接続し「離れ」棟の半地下付 2 階建建物に接続する。これら渡り廊下棟を南北に袖壁が取り付け、囲われた空間を坪庭としている。史跡地北西隅から主屋までは竹塀が取り付く。

上段平坦部と下段平坦部境には、石垣が南北方向「離れ」棟北側辺りまで積まれ、そこから斜路で東側下段平坦地に通じる。斜路途中には 6 段の石階段と門下に 2 段、門の内側に 4 段の石階段があり、斜路の南側に 2 段の平坦地を設けている。一番下の平坦部には木造の小屋が建ち、その上の平坦部には、建物跡の基礎遺構が残っている。石垣の東側下部には、腰石垣が並行して積まれている。史跡地段差のある南側も石垣を積んでいる。斜路の北側沿い平坦部には排水路遺構が残る。また史跡地東側境界には、1～2 段の低い石積遺構が残る。史跡地北側上段平坦部北東隅には角石を設け西側に石垣を延ばす。隣家が接する箇所では、低い石積としている。主屋西側には雨落溝遺構が残る、南側には、土間縁石が残る。庭には、池跡、コンクリート舗装園路が残る。この他に石造碑などの工作物が史跡地内に配置されている。



史跡中山道と落合宿本陣



全体配置図

1-2. 史跡地内の土地利用変遷と現状

落合宿本陣敷地内には多くの歴史的建造物の他に工作物や石垣、造成遺構、庭園が配置され、建物遺構が残されている。史跡中山道落合宿の本陣であった井口家住宅は、主屋の主座敷が当時の落合宿本陣としての格式を備えた伝統的な意匠を残しながら、明治期になると生活の糧を得る手段として養蚕業に携わるようになってるとともに主屋内部の改修も目的に応じて行われてきた。本陣も二度の火災

位置	建造物・構造物・工作物	建設・設置時期	変更・修理	移築・解体・撤去	根拠等	現状	
敷地全体	敷地造成地形	江戸期 文化15年(1818)以前	下段平坦部土蔵群解体後に桑畑(「家相図」)記載。時期は、土蔵群が図示(落合宿本陣絵図)される明治19年(1886)以降か。 桑畑の後、田に転用。		文化12年(1815)の大火で焼失した3年後に建てられたのが現在の座敷であるとの伝承	地形現存	
敷地中央東寄り	石垣積 腰石垣積	江戸期	南西入隅部コンクリート補修。平成8年(1996)以降に池からの漏水で離れの基礎が崩れた。	洗い場石組み池から下段部の池に水を流していた流路が廃止	矢穴付石材を使用 角石に算木積を施す	構造物現存	
	斜路 斜路石垣 石階段	江戸期			断崖地形で上段部と下段部の接続通路として利用	構造物現存	
	3段平坦部造成地形	江戸期		明治15年時点で存在した池、池の隣に存在した水車が廃止。	上段と下段部中央部に土蔵を建てる平場が必要となる。	構造物現存	
敷地東側境界	敷地東側石積	江戸期			明治15年井口家相図に石積表示	一部現存	
敷地西、中央部	前庭・坪庭(灯籠、景石、飛石、手水鉢、玄関前園路、庭園樹木)	江戸期	明治後期に主屋西側に突出した居室(「家相図」)には隠居と記載)を解体し築山を築き、居室(隠居)の南側にあった池(明治15年以降に設置)を埋め立て、待合に行く飛石を設置 玄関前園路をコンクリート舗装とする(元は御門と玄関前を直線的に結ぶ玉石舗装だったとみられる)。		中山道落合宿本陣絵図井口五左衛門居宅(明治19年11月当時)井口家家相図「当家再建備申之正当向百分一図/明治十五年四月撰之」に「庭」記載	石造物 庭園樹木現存	
	主屋玄関前雨落溝	江戸期	一部石材がコンクリートに置き換わっている。	明治15年から明治19年の間の式台設置で該当箇所の雨落溝撤去		現存	
敷地西	御門	江戸期		文化15年(1818)寄進 伝承 昭和10年(1935)頃現在地に移築	火災後の復興期に加賀藩前田家から寄進される(伝承)	建造物現存	
	通用門	昭和10年(1935)頃			「明治天皇聖蹟調査書」	建造物現存	
	西面袖塀	昭和10年(1935)頃	昭和44年(1969)建替え 平成3年(1991)建替え			御門と通用門が並んだ時代に袖塀を設置したと思われる	工作物現存
	明治天皇御小休碑	昭和12年(1937)設置				石碑に陰刻	石碑現存
	落合宿本陣の碑	平成6年(1994)				石碑に陰刻	石碑現存
	市川團十郎の碑	昭和49年(1974)設置				石碑裏に記載	石碑現存

を経て文化15年(1818)に復興されてから当地が市有地になるまで井口家が代々守り、住み続けるなかで変遷を経たなかで現在がある。それらをまとめると下表のとおりである。

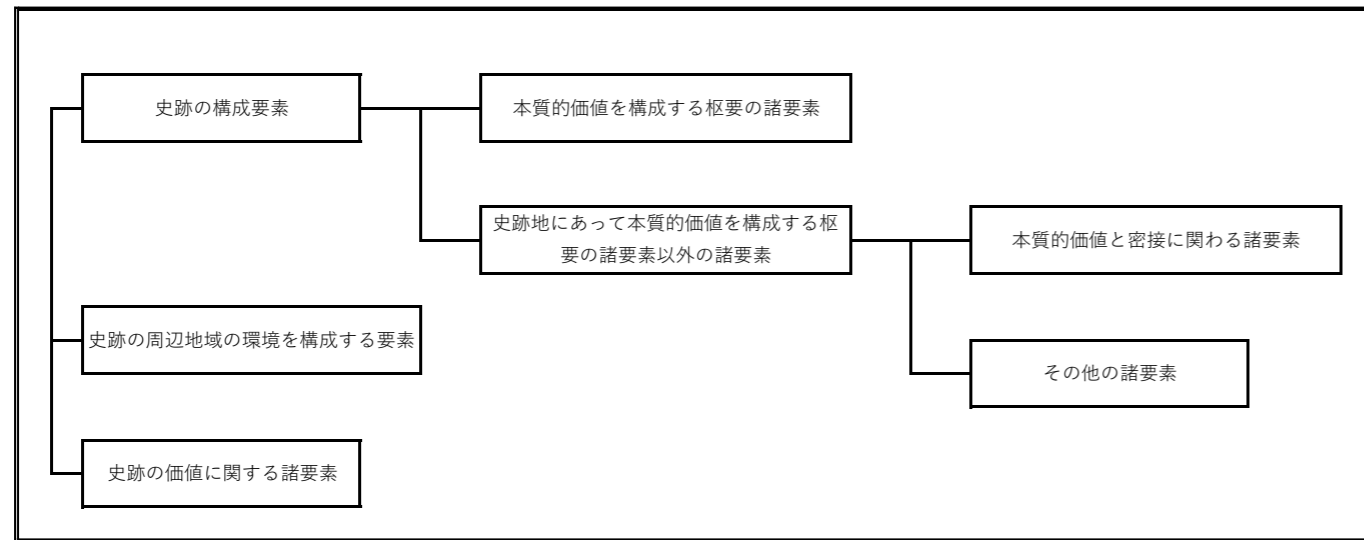
位置	建造物・構造物・工作物	建設・設置時期	変更・修理	移築・解体・撤去	根拠等	現状	
敷地中央	主屋	文化15年(1818)伝承	明治14年(1881)座敷部分を残し南側の居室部分を改築(土蔵一部二階建) 戦後、主屋土間部奥に食堂、台所、浴室、洗面所に改築、増築する。 家相図(明治15当時)に稚拙な線で追記された式台は後補とみられ、明治19年の平面図にも図示。 明治19年の平面図で主屋と隠居を繋ぐ廊下は家相図(明治15当時)に当初描かれた雨落溝を塗りつぶす形で追記されている。 平成期に主屋北西隅を便所に改装 昭和44年(1969)屋根瓦の葺替え 平成3年(1991)壁一部塗替え 〇〇年主屋南側に下屋、物入れ増設	明治14年(1881)座敷部分を残し南側居室解体	「史蹟調査報告書 第十期 明治天皇聖蹟」に記載 家相図(明治15当時)、中山道落合宿本陣絵図井口五左衛門居宅(明治19年11月当時)に改造後の屋敷の配置図が記されている。	建造物現存	
	離れ	明治41年(1908)	半地下土蔵の改変で上に上がる階段を 1階板張を畳敷に改装 建具をアルミサッシュに改装 土蔵(宝蔵)の改築をして二階建の離	半地下階段撤去 1階板張り床を畳に変更	棟札 痕跡	建造物現存	
	南渡り廊下	明治41年(1908)					建造物現存
	北渡り廊下	文化15年(1818)伝承					建造物現存
	土蔵	明治23年(1890)	当初二戸前であったが、昭和12年(1937)以降に、現在の形となった。		棟札	建造物現存	
	石垣上袖塀	文化15年(1818)伝承	平成3年(1991)の建替え			破損状況(全体的に概ね健全)	工作物現存
	木造小屋	平成期?					建造物現存
	主屋南東隅石階段	昭和期?				階段石は土蔵基礎石転用の可能性 石組み池建設と同時期と思われる	構造物現存
	洗い場石組み池	戦後?					構造物現存
	敷地下段斜面沿	石組排水路	江戸期			斜路石垣積と同時期	構造物現存
敷地北	竹塀		平成28年(2016)、令和元年(2019)に鉄筋で補強			工作物現存	

1-3. 落合宿本陣を構成する諸要素

1-3-1. 構成要素

史跡中山道落合宿本陣の保存においては、史跡中山道落合宿本陣の個別の本質的価値を後世に確実に伝えることが重要であることから、落合宿本陣を構成する諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡中山道落合宿本陣に関する諸要素は、次の通り分類される。落合宿本陣の構成要素は、本質的価値を構成する枢要の諸要素とそれ以外の諸要素に分けられる。後者は、更に本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の要素に細分される。



構成要素分類表

(1) 落合宿本陣の構成要素

I. 本質的価値を構成する枢要の諸要素

史跡中山道の追加指定として落合宿本陣が落合宿の常夜燈とともに指定された。美濃十六宿では唯一現存する本陣の建物で、江戸期から代々井口家が本陣、庄屋等を務め一部改造はあるものの現代まで保存され当時の姿をとどめている。また落合宿本陣の立地する地形は、この地域の特徴的な台地となり、敷地内に比高のある断崖がある形状をしている。この上段の平坦部に本陣は建てられている。これらの特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保護する。諸要素としては、本陣関連の建物、構造物・地業、工作物、遺構、庭等がこれに当たる。

II. 本質的価値と密接に関わる諸要素

明治初年、落合村で蚕種が開始され、徐々に盛んになると井口家も流れのなか生業として早い時期から養蚕業に携わるようになり、敷地東側下段平坦地に有った土蔵を解体し桑畑にするなどした。また敷地の特徴的な段差を上手く利用した二階建の数寄屋建築を増築し、主屋と懸造の渡り廊下で繋げ、二階和室東面に広がる山並みなど優雅な眺望を楽しんでいた。これらは時間の経過のなかで人為的に付加された諸要素で史跡地の良好な環境や景観を形成し新たな価値を生み出している要素で、井口家の歴史を物語るものとして、本質的価値と密接に関わる諸要素とする。よって今後も適切な維持管理を行い保全に努めるべき対象となるものである。

III. その他の諸要素

本質的価値とかかわりのない仮設工作物、遺構の保存に悪い影響を及ぼしているか又は将来的にその可能性があるもの、史跡の環境を損なっているものなどで、将来的に除去や移転を検討すべきもの。近年に建設された養蚕と関わりのない小屋や生活の上で不可欠なインフラ設備等。

(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する要素

落合宿本陣周辺における本質的価値と密接に関わる要素で、本陣の活用を図る上で有効な施設や本陣の立地や成立の基盤となっている地形や自然環境等がこれに当たる。また、景観として本陣と連続し、又は一体となっている地域環境やこれを構成するもの及び南側隣地市有地や植生等がある。さらに駐車場等の便益施設も含まれる。

(3) 史跡の価値に関連する諸要素

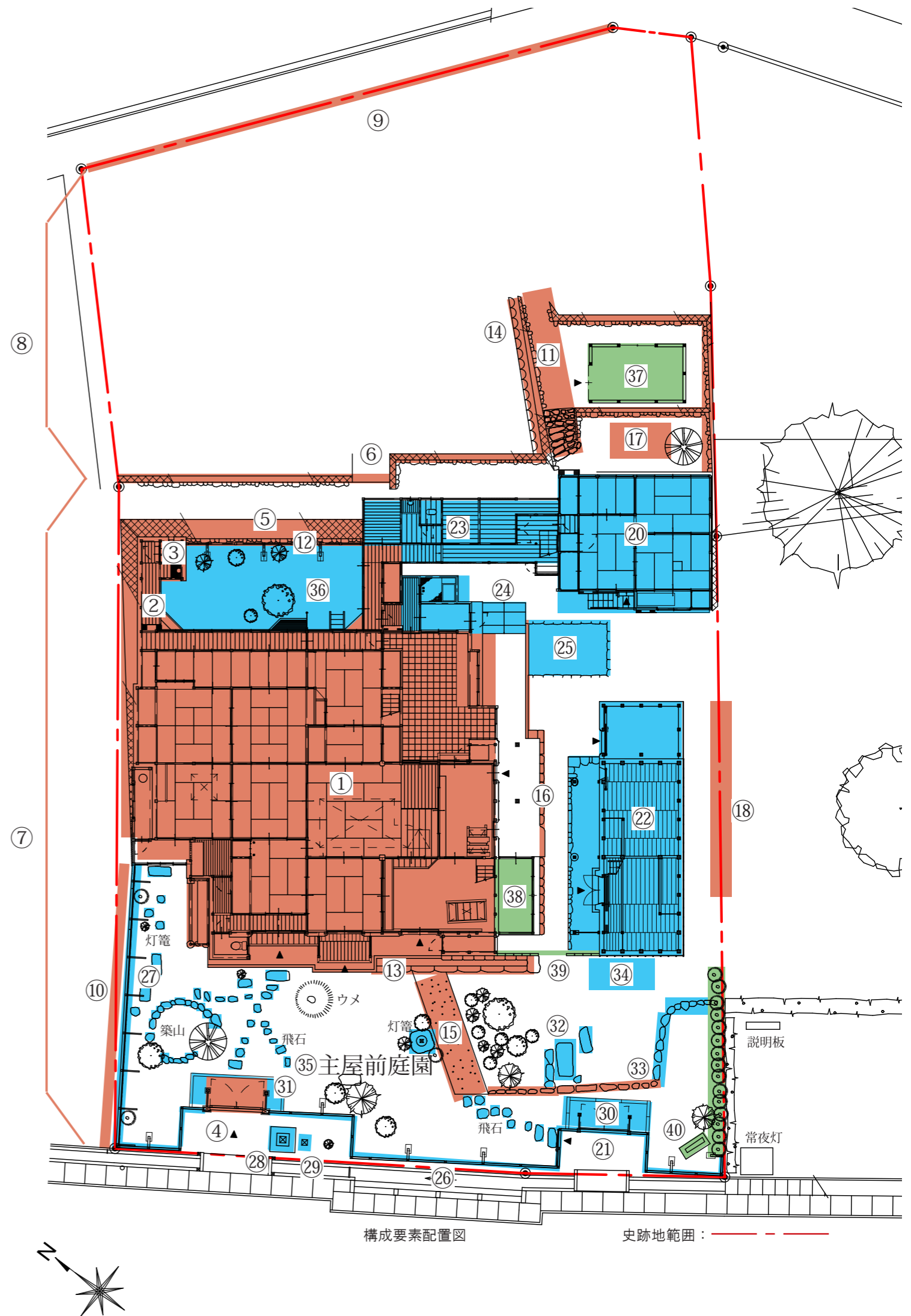
落合宿本陣や井口家に関する歴史資料、民俗資料、棟札及び扁額等で本陣を構成するものではないが、本陣の価値を補足する要素である。

1-3-2. 構成要素の抽出

落合宿本陣に係る諸要素を抽出すると下記の表になる。

Ⅰ. 本質的価値を構成する枢要の諸要素			Ⅱ. 本質的価値と密接に関わる諸要素							
種類	対象名	番号	種類	対象名	番号					
建造物	主屋	①	建造物	離れ	⑳					
	主屋北渡り廊下	②		通用門	㉑					
	便所	③		土蔵	㉒					
	御門	④		離れ渡り廊下	㉓					
構造物 地業	石垣	⑤	構造物	主屋南東隅 石階段	㉔					
	腰石垣	⑥		洗い場池石積	㉕					
	上段造成地形	⑦	工作物	西面袖塀	㉖					
	下段造成地形	⑧		北面竹塀	㉗					
	東石積	⑨		明治天皇御小休 碑	㉘					
	北石積	⑩		落合宿本陣の碑	㉙					
	斜路道・石階段	⑪		通用門基壇	㉚					
石垣上袖塀	⑫	御門基壇	㉛							
工作物	主屋西側雨落溝	⑬	遺構	池跡	㉜					
	下段石積排水路	⑭		礎石列石	㉝					
	主屋前通路	⑮		石材集石	㉞					
	主屋南土間縁石	⑯		庭園樹木	㉟					
	造成平場 基礎遺構	⑰	灯笼	㊱						
	敷地南境界 礎石列	⑱	庭園内飛石			㊲				
	通用門前礎石列	⑲	景石		㊳					
Ⅲ. その他の諸要素			坪庭	庭園樹木			㊴			
建造物	木造小屋	㉟		灯笼		㊵				
	主屋南面物入	㊱		庭園内飛石	㊶					
構造物	CB塀（解体済）	㊲		景石				㊷		
	植生	南西隅樹木		—					手水鉢	㊸
主屋南池樹木		—		縁台					㊹	
造成平坦地樹木		—								
斜路樹木		—		㊻						
工作物	市川団十郎の碑	㊼				㊽				
	設備等	屋外水栓	—				㊾			
排水枡		—			㊿					
埋設管		—						㋀		

構成要素一覧表



1-4-1. 部分・部位の基準設定

(1)「部分」の設定と保護の方針

部分は、建造物の屋根や外装（各面）、各部屋を単位とする区分を指す。部分の区分は、文化財的価値、活用方針により以下の3区分に設定し、それぞれの保護の方針を定める。

部分	説明	保護の方針
①保存部分	文化財として価値を守るために厳密な保存が要求される部分。 主要構造部及び外壁がこれに該当する。 特殊な材料、仕様又は意匠である部分。基準1又は2に該当する部位によって構成される。 建造物の地下遺構	原則として変更しない
②保全部分	特に材質、形状の維持及び保全することが要求される部分。 改造によって旧状が失われている部分や、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分等を含む。主に基準3又は4に該当する部位によって構成される。	形は残すが、質の変更は可能とする
③その他部分	活用または安全性の向上のために改変が許される部分。主に基準5に該当する部位によって構成される。	原則として変更を認める

表：「部分」の設定と保護の方針

(2)「部位」の設定と保護の方針

部位は、一連の部材等（室内の壁面や床面、窓及び窓枠等）を単位として設定する区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分は、文化財的価値により基準1～5に設定し、それぞれの保護の方針を定める。

外部：屋根及び外壁は、材料の取替等を行う必要がある部位のため基準2とする。

内部：原則として構造材については基準1とする。

床・壁・天井面は定期的に点検を行い、痛みが生じている場合はできるだけ現状部材に配慮しながら補修を行う必要があり、基準2とする。建具は基準1とする。

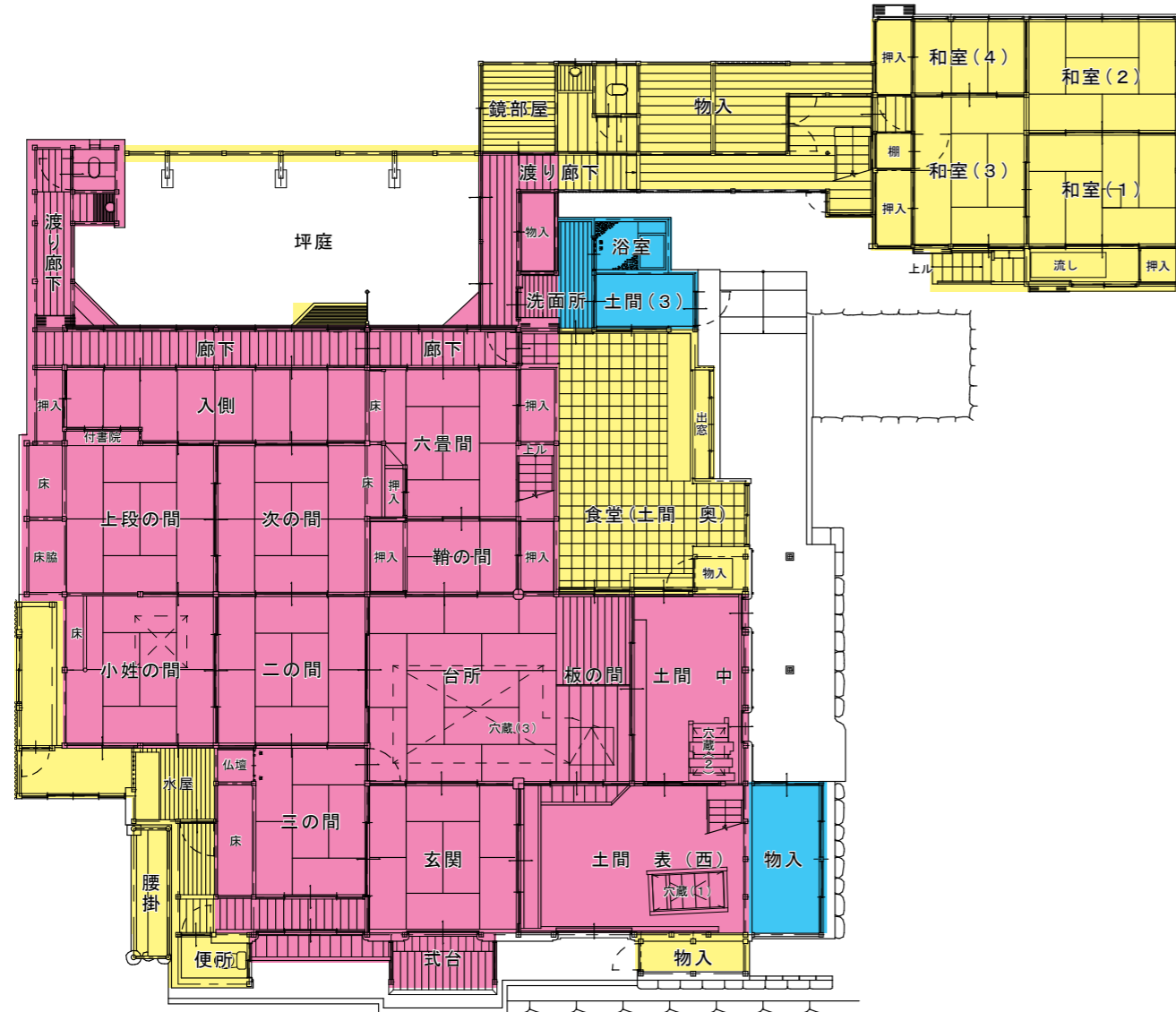
部位	説明	保護の方針
基準1	当初材、もしくはそれに類するもの	材料自体の保存を行う
基準2	当初材、もしくはそれに類するもの。ただし消耗品（保護部材）で定期的な材料の取替等を行う補修が必要なもの	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う
基準3	中古材であるが、基準1、及び2と調和し、一体的に保存を図る必要があるもの	主たる形状及び色彩を保存する部位 活用または補強等のため変更が必要な部位
基準4	中古材で活用整備のために設置されたもの、旧来の仕様が失われて更新されたもの	修理・改造等の変更に伴って形状・色彩等意匠上の配慮を必要とする部位 活用または補強等のため変更が必要な部位
基準5	文化財でないもの（近年に取り替えられたもの、設備機器など）	所有者の自由裁量にゆだねられる部位

表：「部位」の設定と保護の方針

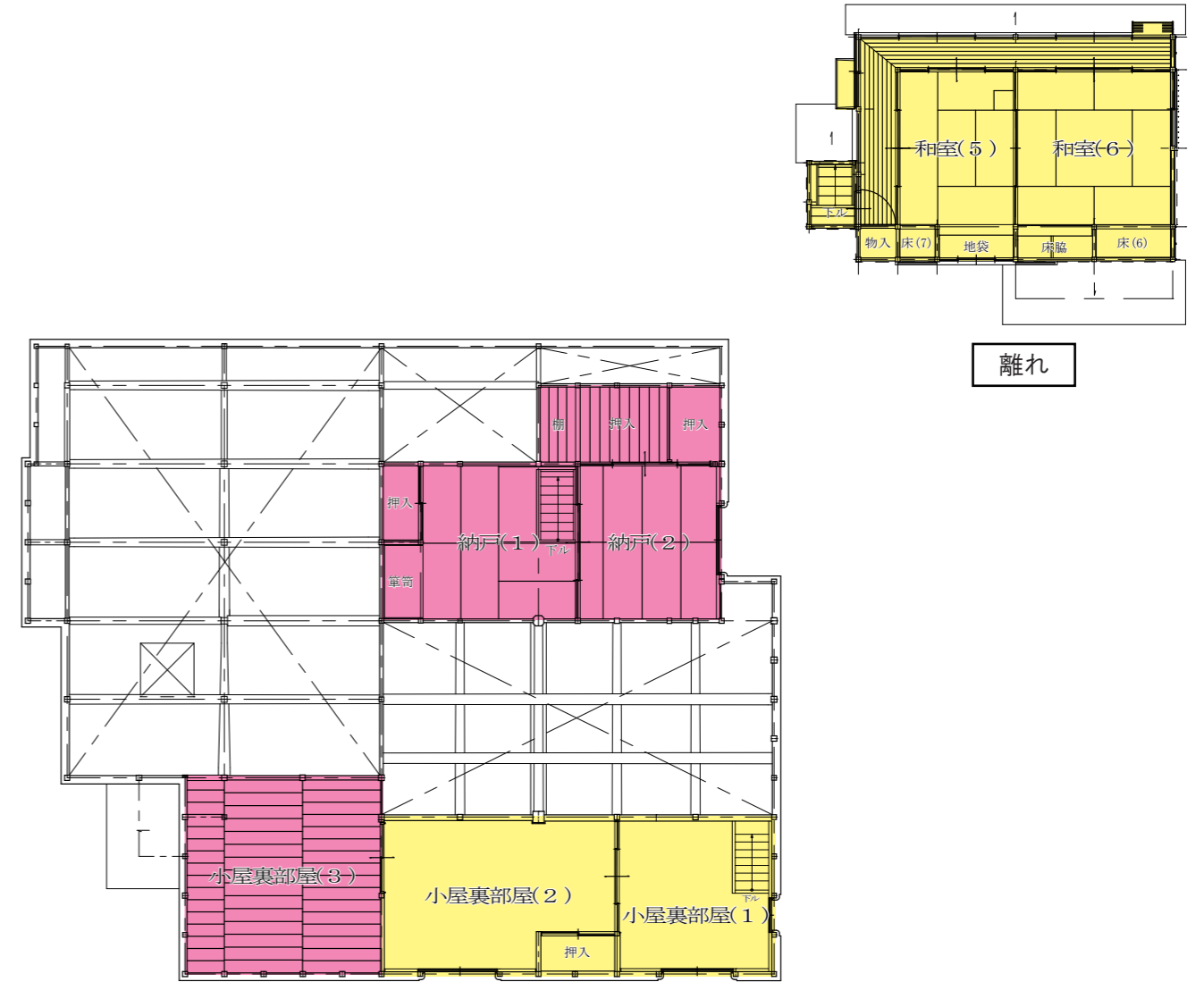
部分	建具等	建材
	障子、襖、板戸、畳、手摺、鍔金物等	柱、梁、板材、瓦
基準1 原形のまま修復して使用するもの	明治15年の家相図作成以前に用いられたもの。使用されていた場所が特定でき、そのまま又は一部修理して使用可能なもの	—
基準2 再使用はしないが、歴史的資料としてとして保存する	中古材であるが、基準1、及び2と調和し、一体的に保存を図る必要があるもの	形質や形状において特に価値を有するもの（墨書のある材など）
基準3 現状を変更して転用するもの	上記以外で修理等の材料として転用できるもの	

表：保存建築物等における建具・建材の取扱い基準

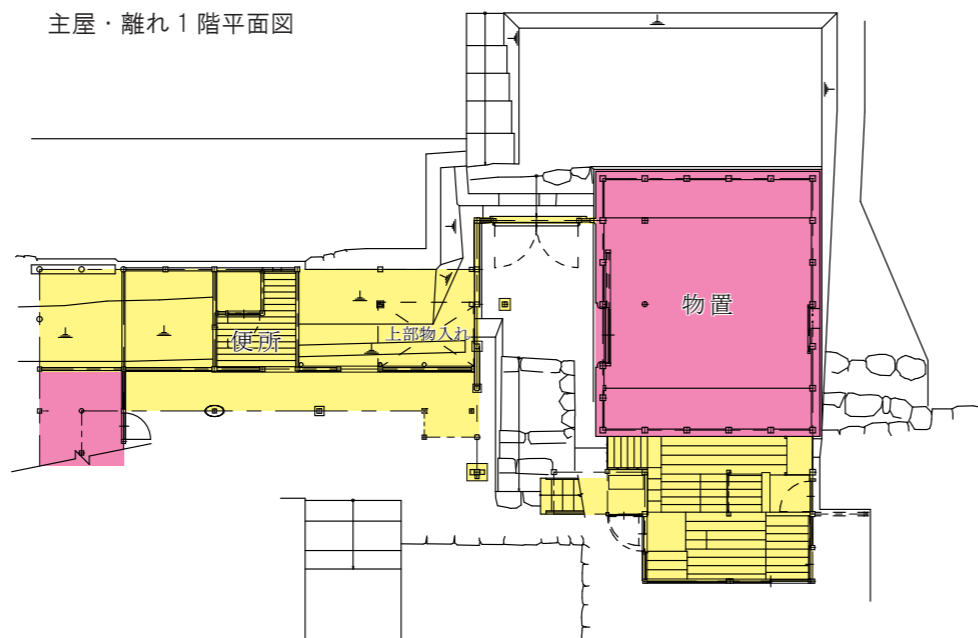
(3) 部分設定図



主屋・離れ1階平面図



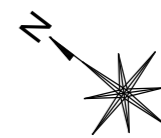
主屋・離れ2階平面図

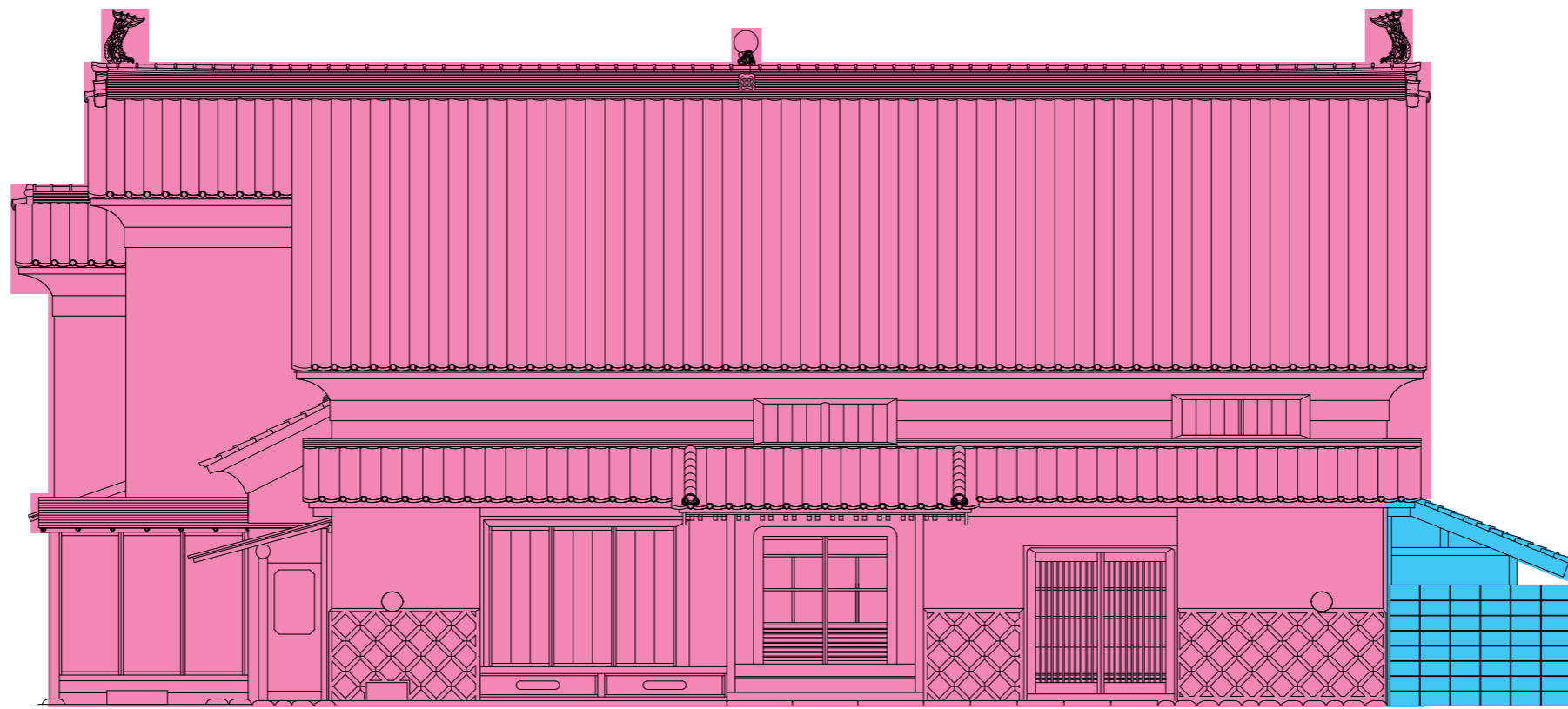


離れ地階平面図

凡例

- 保存
- 保全
- その他





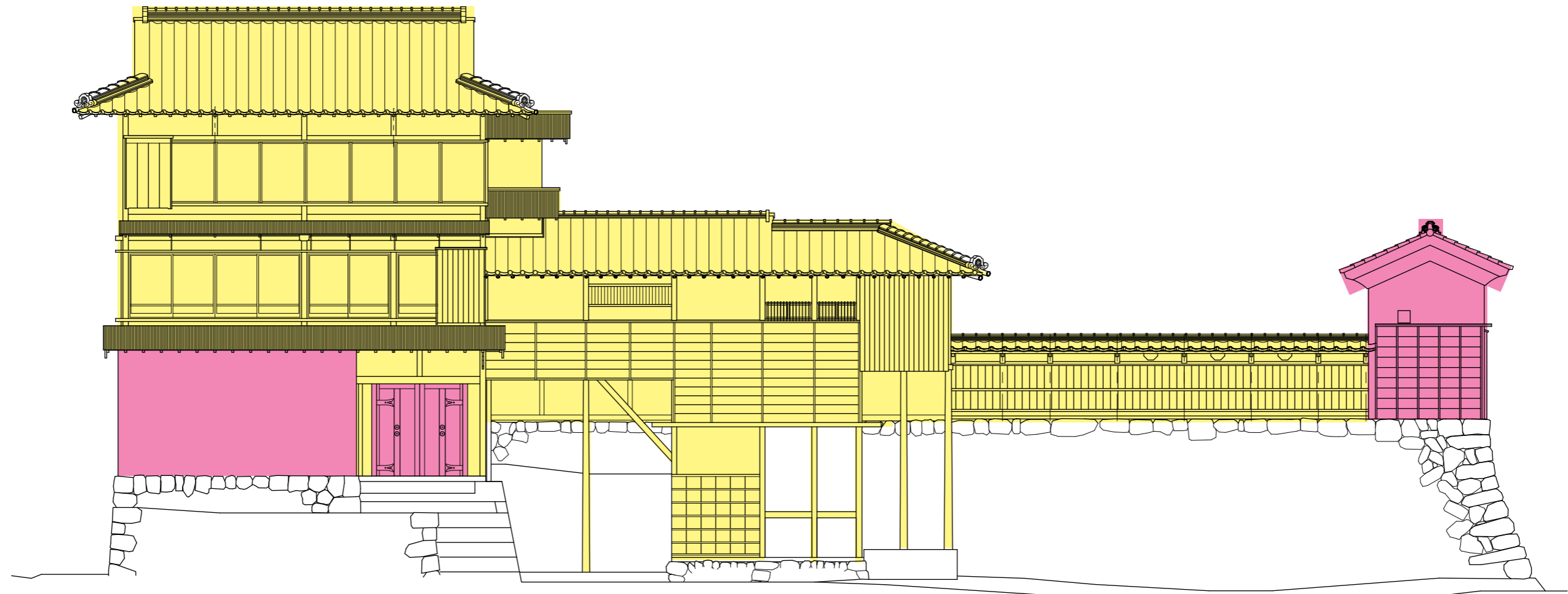
主屋西側立面図



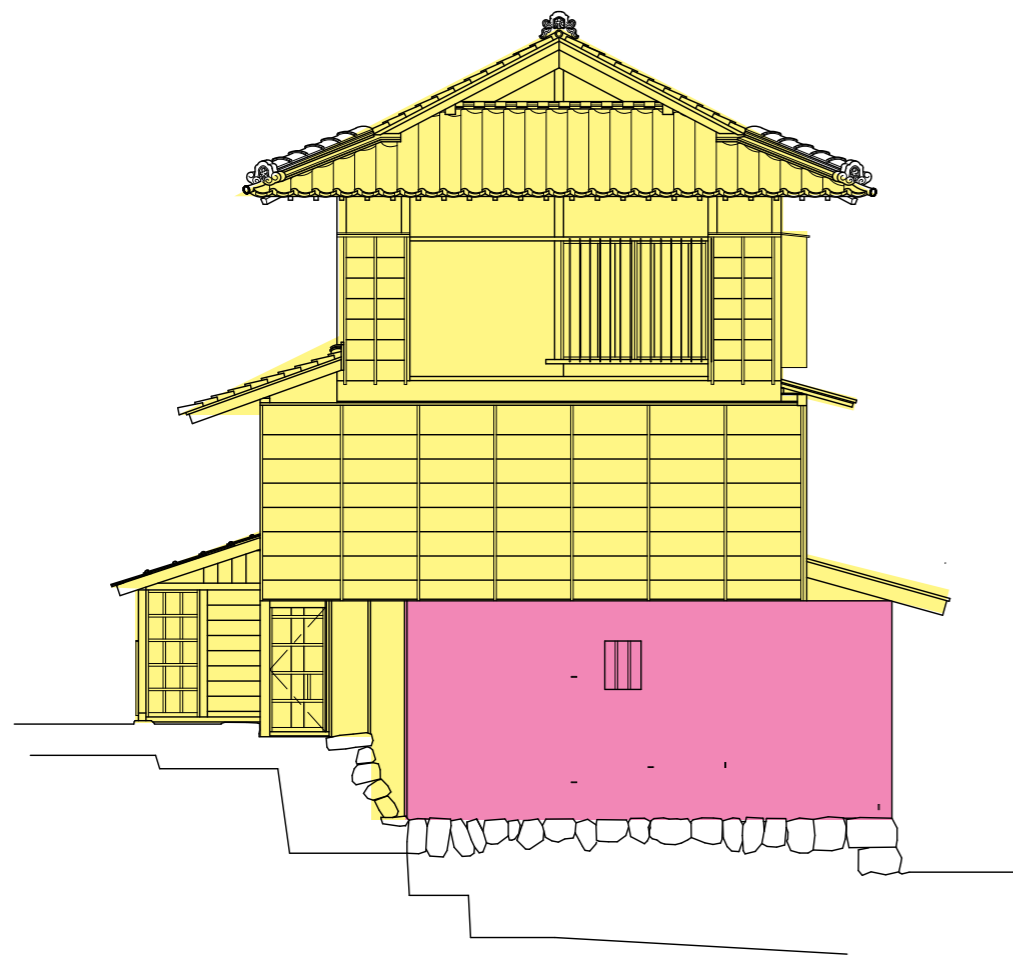
凡例

- 保存
- 保全
- その他

主屋南側立面図



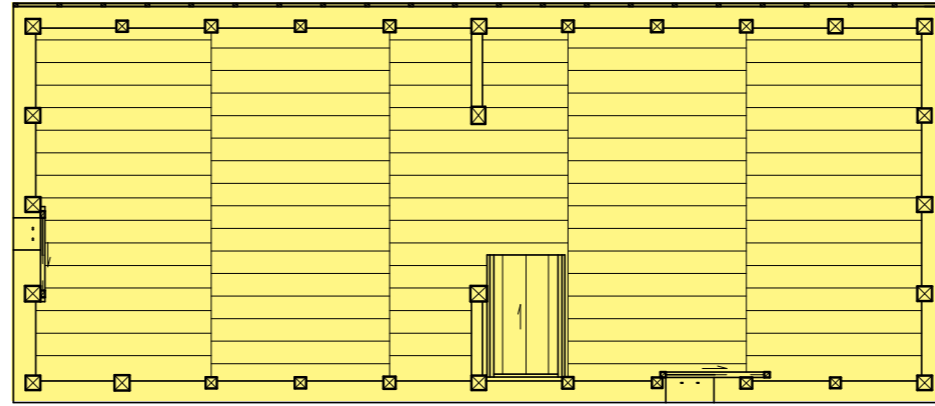
離れ東側連続立面図



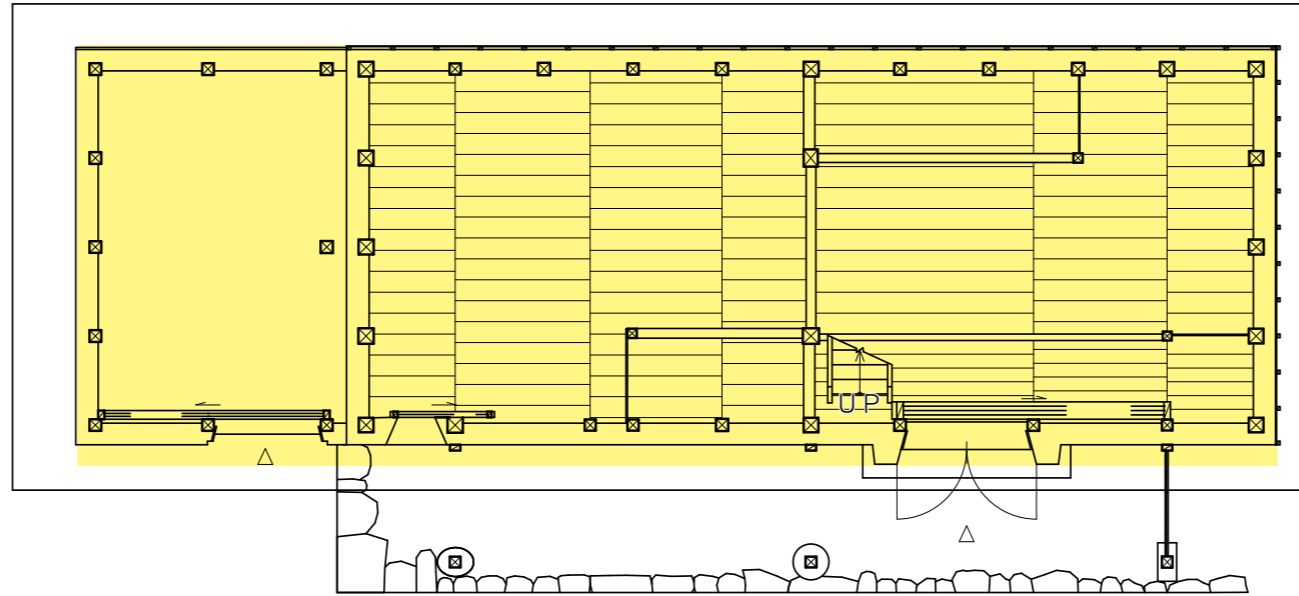
離れ南側立面図

凡例

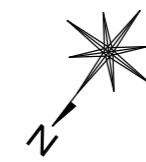
- 保存
- 保全
- その他



土蔵2階平面図

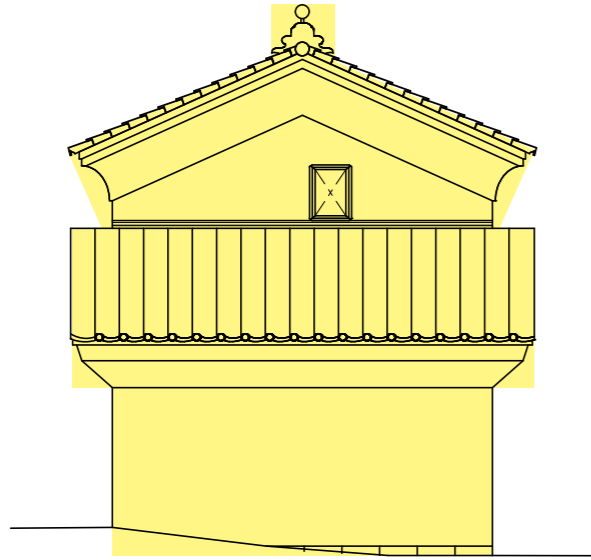


土蔵1階平面図

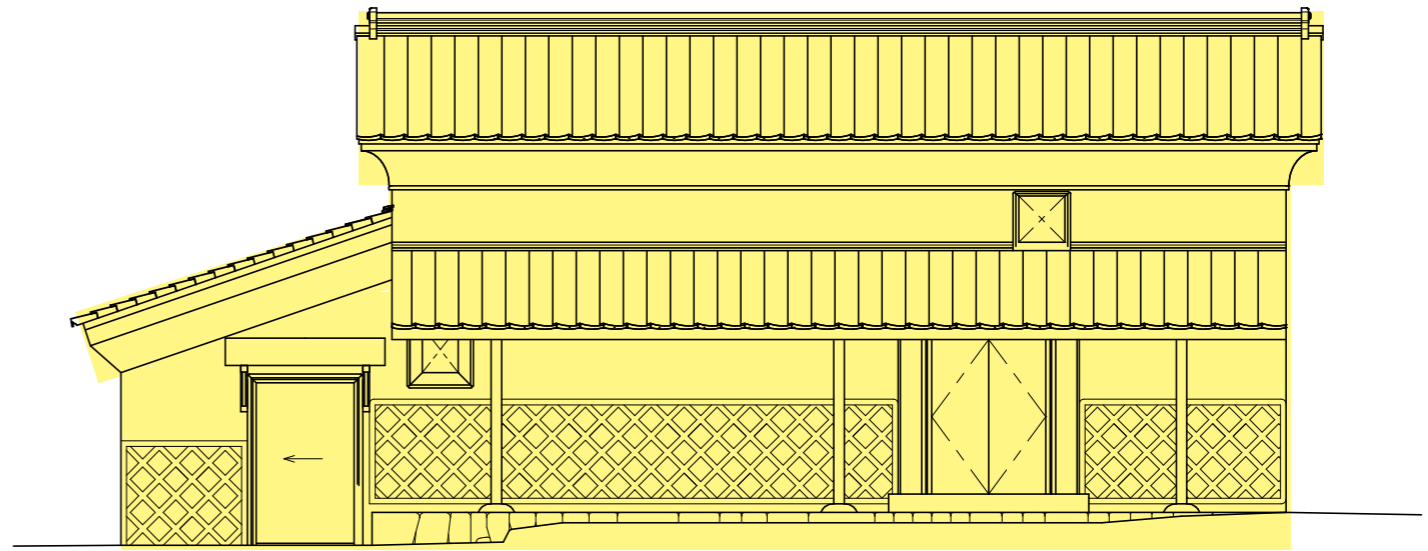


凡例

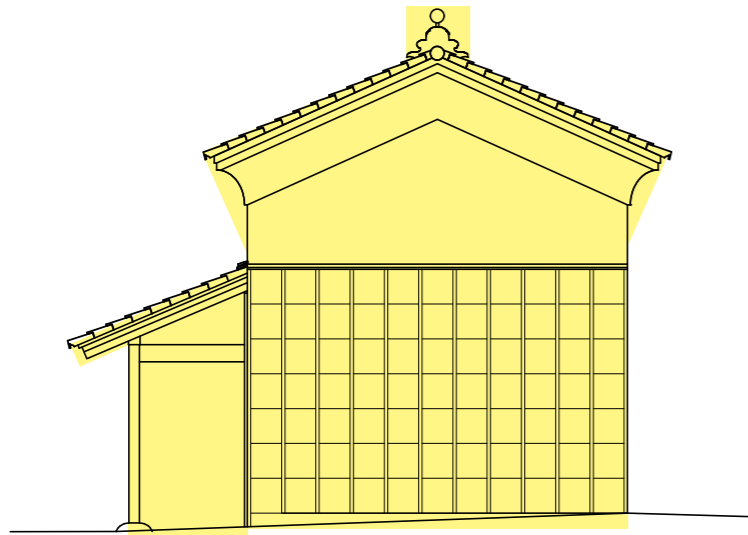
- 保存
- 保全
- その他



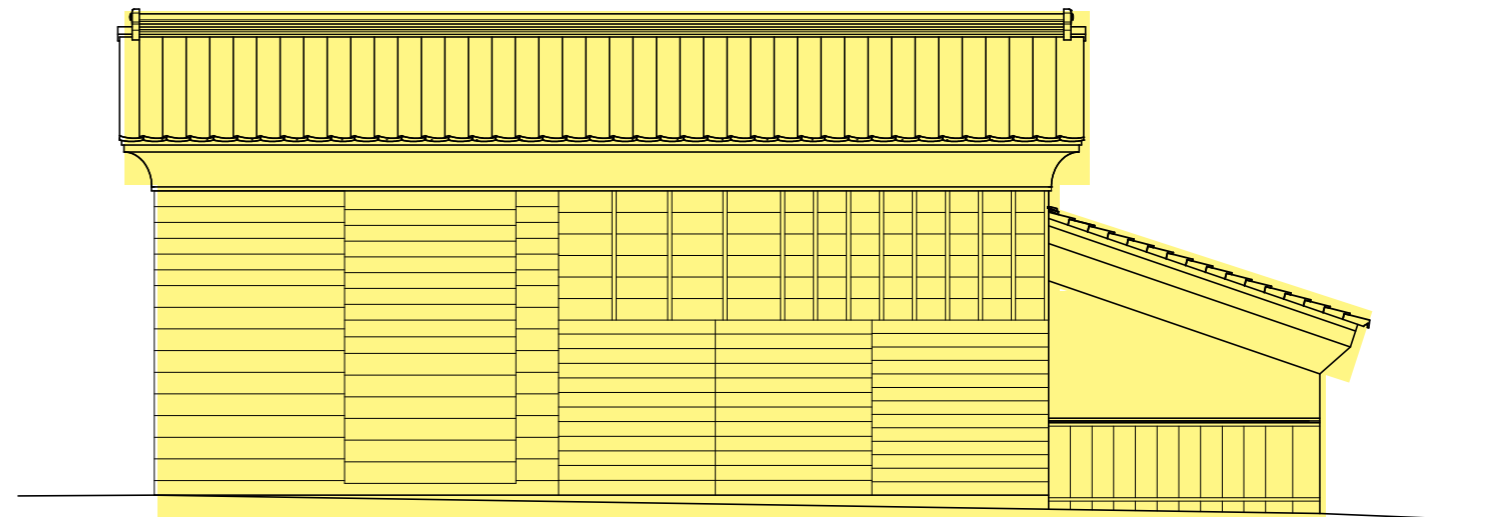
土蔵東側立面図



土蔵北側立面図

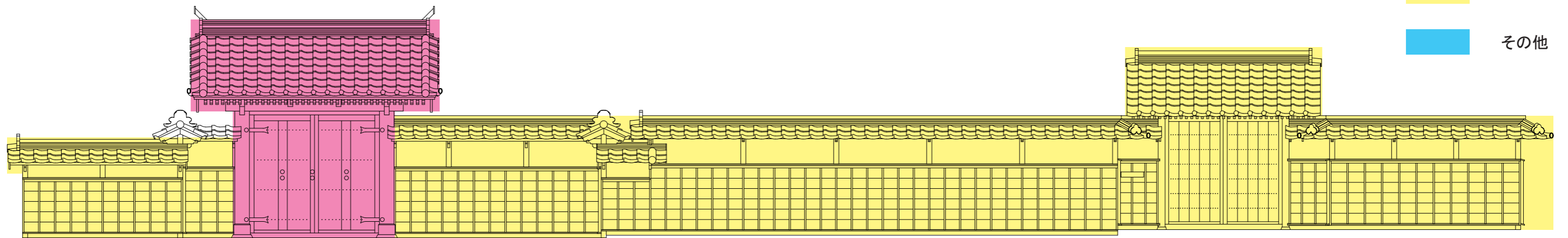


土蔵西側立面図



土蔵南側立面図

- 凡例
- 保存
 - 保全
 - その他



御門

袖塀

通用門

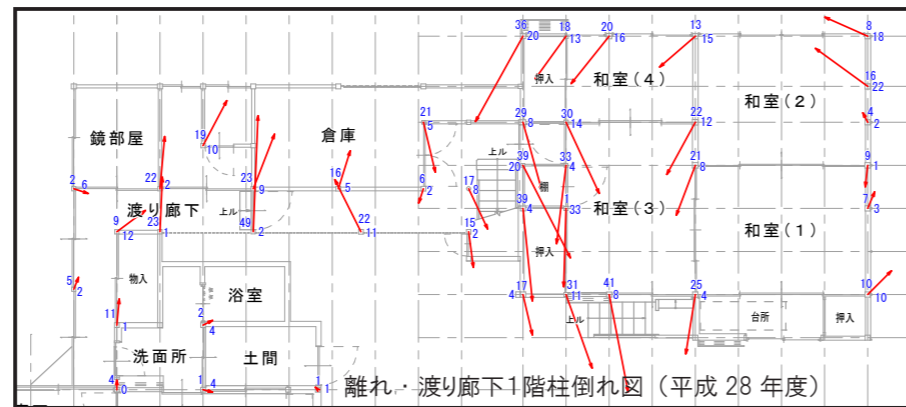
御門・通用門・袖塀立面図

2. 破損調査

2-1. 破損調査概要

史跡地を構成する建造物の破損調査を行った。破損調査では、軸部の倒れ、柱の不同沈下を計測機器で計測した。その他は、目視、一部打音によって行った。

土蔵は、1階に家財道具や生活用具等が部屋中にあるため、柱の不同沈下の測定は2階のみ行った。また離れについては、地階の土蔵部分についても、内壁際に農機具等が多くあり、計測不能であった。また、離れの1階、2階では雨漏りによる部材等の腐朽が進み倒壊の危険性を考慮して、出来得る範囲で計測を行った。破損調査の対象建造物は、主屋、土蔵、渡り廊下、離れ、門、袖塀及び小屋を対象とした。小屋については、比較的近年に建物であることから軸部の倒れ、不同沈下の計測は行っていない。



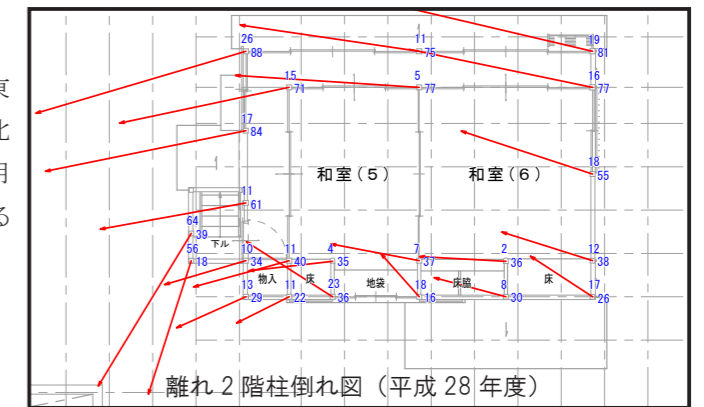
2-2. 柱の倒れ

(1) 主屋

主屋1階は、「上段の間」から「小姓の間」にかけては、北西側に倒れ、「三の間」の北側は、南西側に引っ張られている。便所棟も同じく南西方向に倒れているが、それ以外のところでは、目立った傾きは生じていない。例外に正面入口南側にある「物入」の柱3本が大きく南西方向に傾いている。2階は、納戸(1)、(2)の西寄りの柱が北向きに倒れているほかは、大きな倒れはない。納戸(3)、(4)については、大きな倒れはないが、納戸(5)では北側筋の柱が北向きに西側筋の柱が、西側に倒れている傾向となっている。

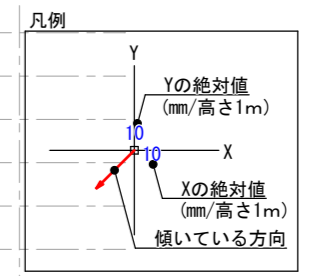
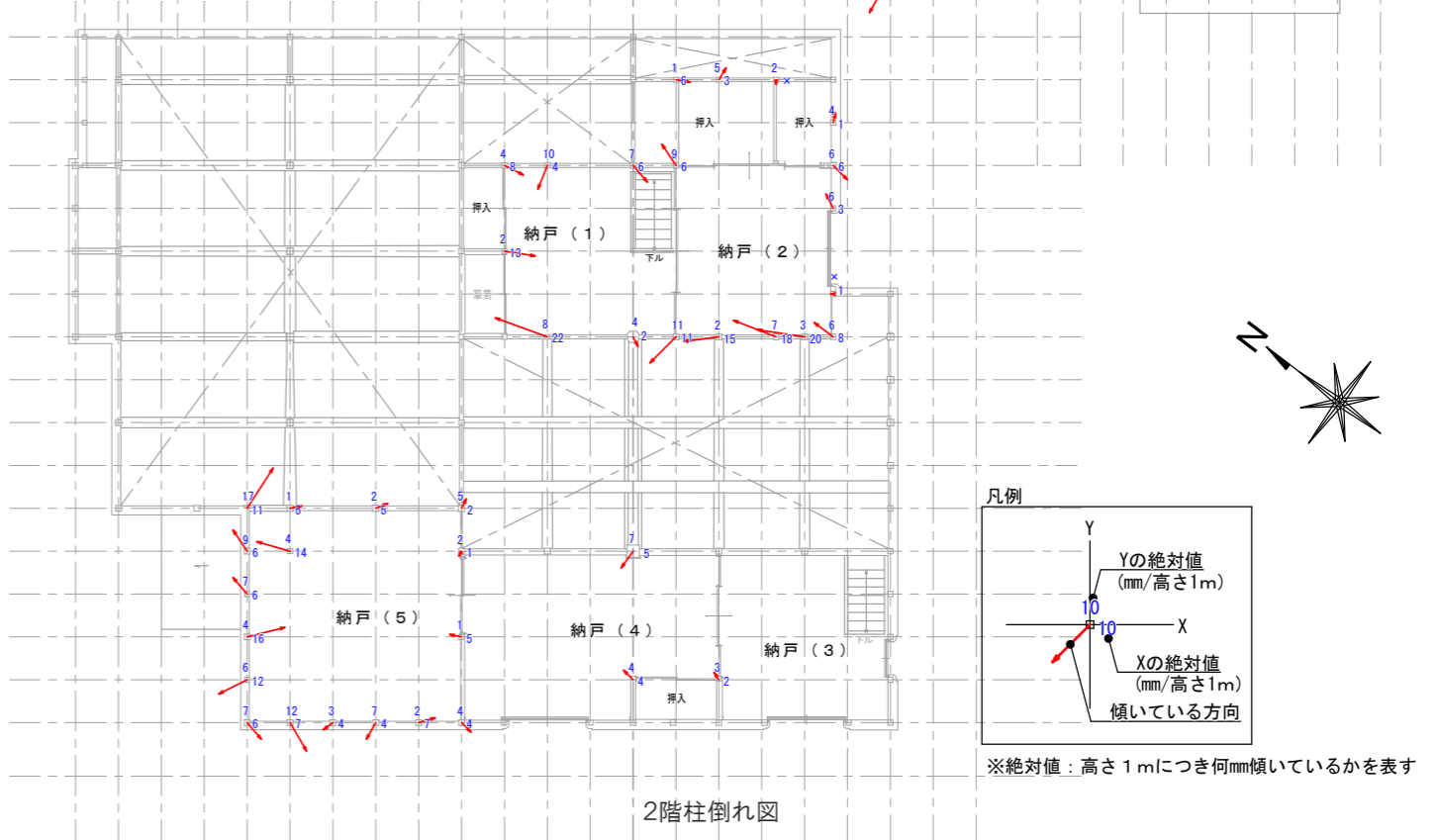
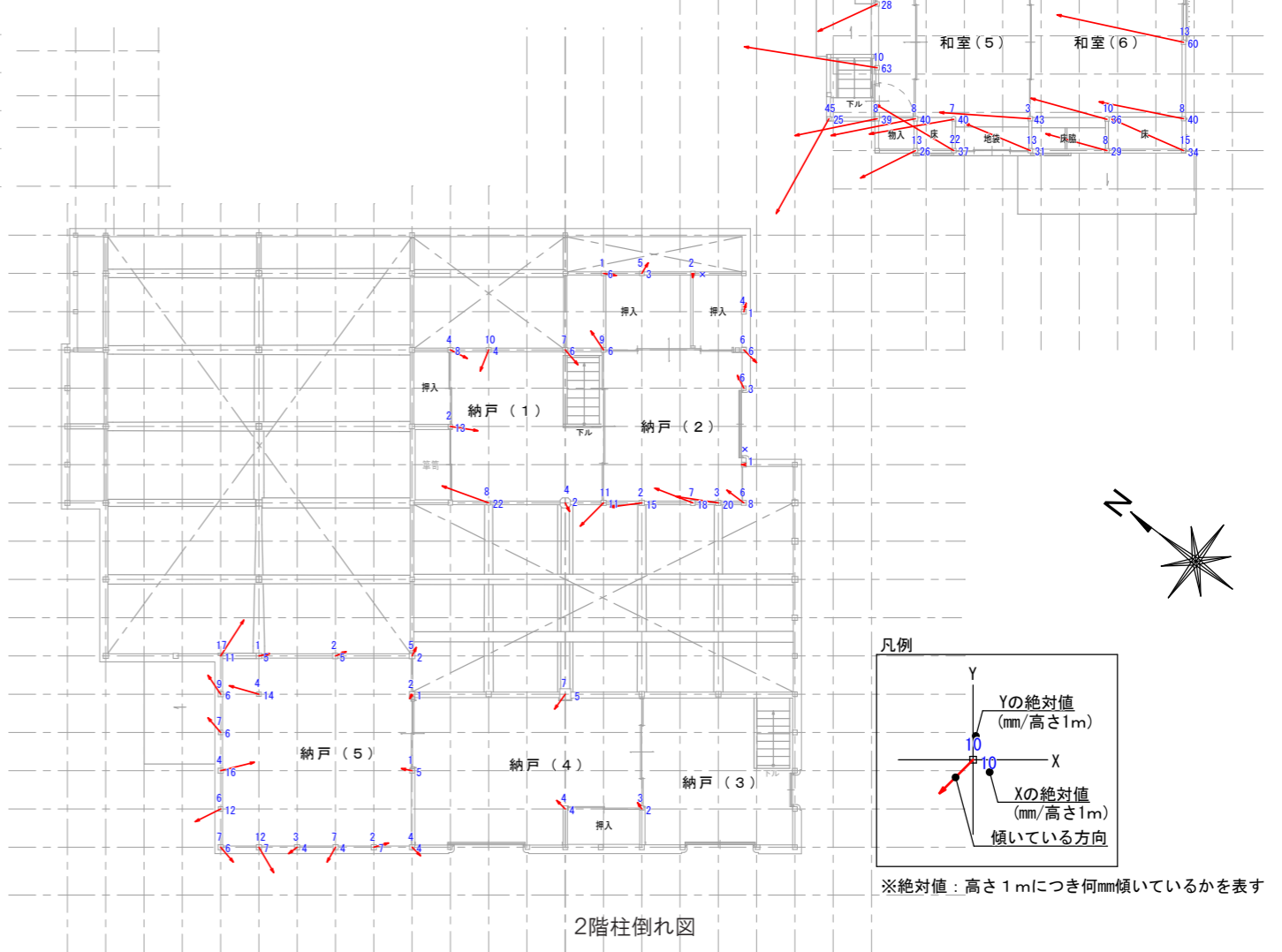
(2) 離れ

離れ1階の北寄りの柱は、大きく西側に倒れ、南側筋隅柱は、北東側に倒れ、全体的に振れた状態となっている。2階は、全ての柱が北向きに大きく倒れている。ただし、離れは平成29年度に筋交いを用いて仮補強工事を実施しており、平成28年度の調査結果と比較すると倒れの進行は見られなかった。



(3) 渡り廊下

渡り廊下は全体的に腐朽が著しく、倒壊の危険性を考慮し、倒れの調査は未実施とした。平成28年度の調査では全体敵に東側に大きく傾いていた。



(4) 土蔵

1階は、南側に大きく傾いている。南柱筋は、計測できなかったが、同じように南に傾いていると思われる。前庇独立柱は、東側の柱が北西に、後の2本が南東に傾いており、振れた状態であることが分かる。2階は、1階と同じ傾き方向で大きく傾いていることが分かる。この傾きが1/30を超える状況になっている。

(5) 御門

顕著な倒れはないが、時計回りに少し振じれている状態である。

(6) 通用門

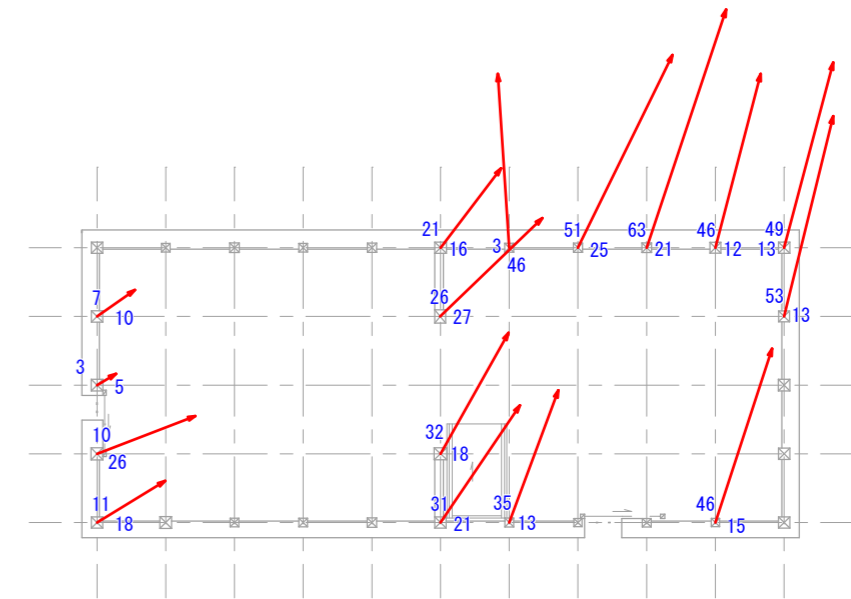
目立った倒れは無い。

(7) 西側袖塀

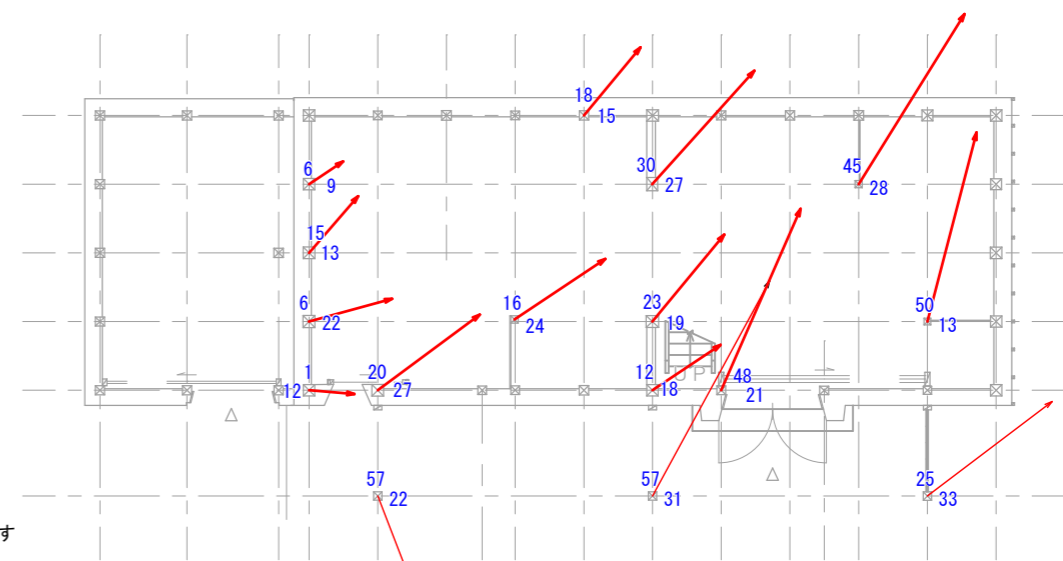
全体的な傾向として道路側に倒れている。特に御門から通用門の間の袖塀は、他の箇所と比べると大きくなっている。内側の控柱の根元の腐朽が大きな原因と考えられる。

(8) 東側袖塀

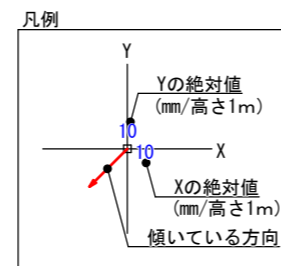
裏庭袖塀は、計測できなかったが、西側袖塀と同じく控柱の柱脚が腐朽していることから、外側に傾いていると推定される。



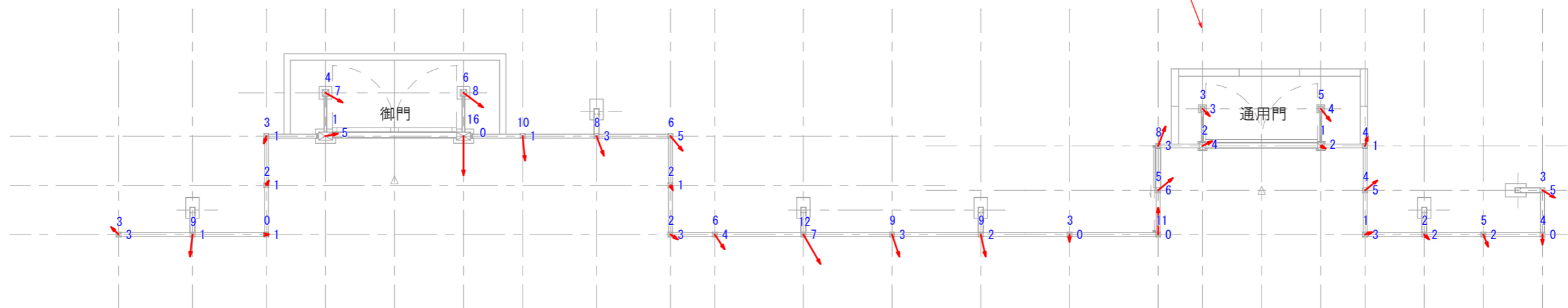
土蔵2階柱倒れ図



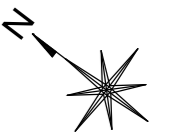
土蔵1階柱倒れ図



※絶対値：高さ1mにつき何mm傾いているかを表す



門・西側袖塀柱倒れ図



2-3. 柱の不同沈下

(1) 主屋

1階の高さの基準は、柱の傾き等がほとんどない西側の大黒柱を基準とした。数値からどの部屋も柱の沈下量にばらつきがあり、床に不陸が生じていることが分かる。特に食堂北東隅の柱は大きく下がっている。この結果が、柱と鴨居仕口の開きとなっていると思われる。台所の北側2本の柱の沈下が見られ、特に東側の柱の沈下が目立っている。床下を確認すると台所北東隅の柱下の土台が腐朽により押しつぶされており、それが原因となっている。便所は、全体的に南側に大きく下がっていることが分かる。

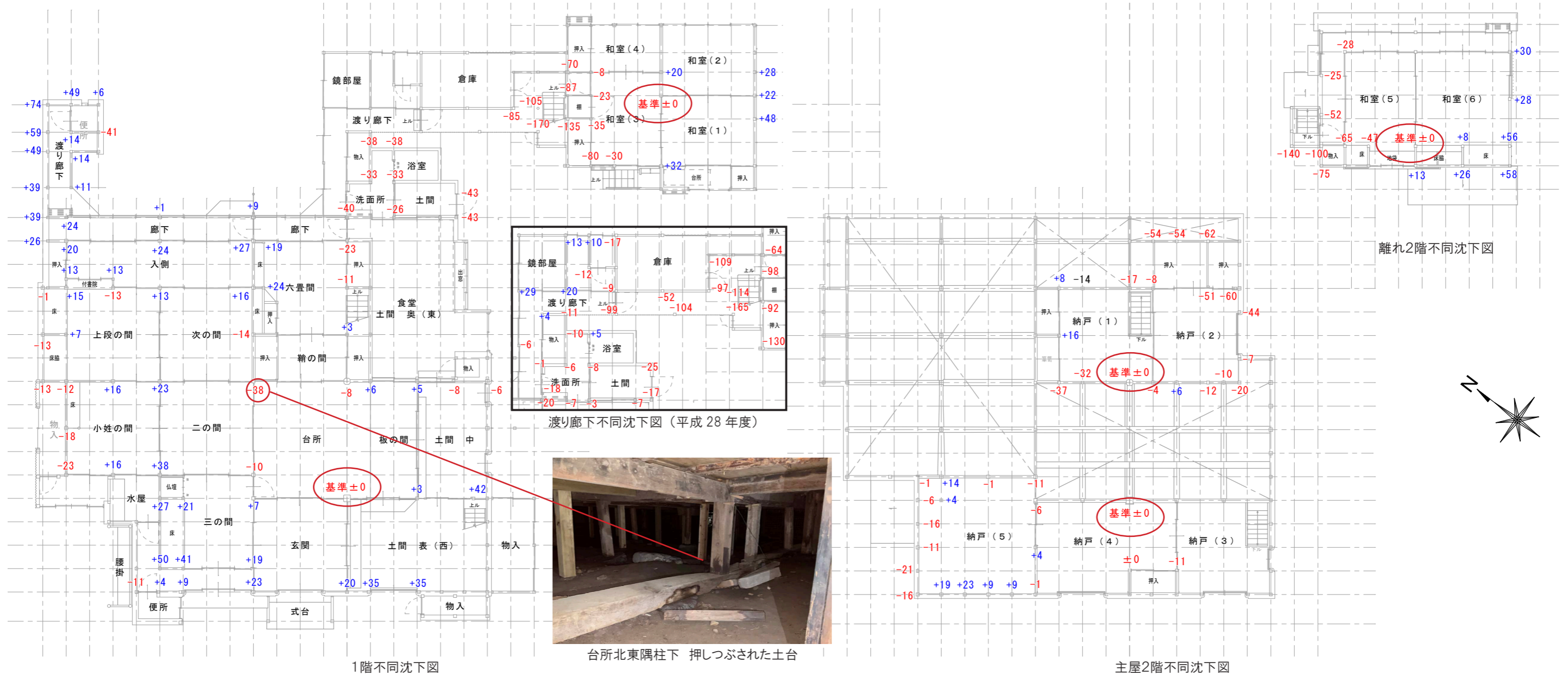
2階納戸(1)では北西隅、(2)では南東隅部が他に比べて大きく下がっている。納戸(3)、(4)は、新建材で改修されているが、沈下量にばらつきがある。納戸(5)の北側柱筋が他に比べて大きく下がっている。

(2) 離れ

高さの基準は1階中央の柱とした。1階は、全体的に北側が下がり、北西隅では他よりも更に大きく下がっている。南側は北側ほどでもないが不陸が生じている。2階は、全体的に北西側が大きく下がっている。

(3) 渡り廊下

渡り廊下は全体的に腐朽が著しく、倒壊の危険性を考慮し、不同沈下の調査は未実施とした。平成28年度の調査では主屋と同様の柱を基準とした際に、倉庫北から離れとの接続部にかけて著しく下がっていた。



3. 耐震予備診断（所有者診断）

3-1. 耐震予備診断概要

耐震予備診断は文化庁作成の「重要文化財（建造物）耐震予備診断実施要領（平成11年4月8日文化財保護部建造物課長裁定）（平成24年6月12日改正）」に則り実施した。建造物は主屋、渡り廊下、離れ、土蔵の4つを対象とした。主屋、渡り廊下、離れのエリア分けは図の通りとした。



3-2. 耐震予備診断書

建造物の名称等

名称 史跡中山道 落合宿本陣
 所在地 岐阜県中津川市落合840-1
 所有者等氏名 中津川市役所
 所有者等住所 岐阜県中津川市かやの木町 2-1

項目別評価 診断項目	主屋			離れ			渡り廊下			蔵		
		評点	特記事項		評点	特記事項		評点	特記事項		評点	特記事項
(1) 立地環境に係る事項												
ア 地域区分	④ I に該当する地域	0		④ I に該当する地域	0		④ I に該当する地域	0		④ I に該当する地域	0	
イ 災害歴	① 無し	15		① 無し	15		① 無し	15		① 無し	15	
ウ 活断層	② 有り・不詳	5		② 有り・不詳	5		② 有り・不詳	5		② 有り・不詳	5	
エ 地盤	① 良い	20		① 良い	20		① 良い	20		① 良い	20	
オ 造成状況	① 切土地・未造成地	20		① 切土地・未造成地	20		① 切土地・未造成地	20		① 切土地・未造成地	20	
カ 周辺地形	③ 急傾斜地に隣接	5		③ 急傾斜地に隣接	5		③ 急傾斜地に隣接	5		③ 急傾斜地に隣接	5	
	計	65		計	65		計	65		計	65	
(2) 構造特性に係る事項												
A 規模・形状に係る事項												
ア 延べ面積	③ 250㎡以上 500㎡未満	10	1F:255.3㎡ 2F:90.1㎡ 計345.4㎡	② 100㎡以上 250㎡未満	20	1F:43.0㎡ 2F:39.2㎡ 地階:38.1㎡ 計:120.3㎡	① 100㎡未満	25	43.8㎡	① 100㎡未満	25	1F:43.1㎡ 2F:33.1㎡ 計76.2㎡
イ 軒高	② 3m以上, 6m未満	20	4.863m	③ 6m以上, 9m未満	10	7.368m	③ 6m以上, 9m未満	10	6.039m	② 3m以上, 6m未満	20	3.931m
ウ 軒高/短辺長	① 0.5 未満	25	0.33	③ 1 以上, 2 未満	10	1.16	③ 1 以上, 2 未満	10	1.97	③ 1 以上, 2 未満	10	1.08
エ 形状	① 平面・立面とも整形	25		③ 立面が不整形	5		③ 立面が不整形	5		① 平面・立面とも整形	25	
	計	80		計	45		計	50		計	80	
B 軸部構造に係る事項												
ア 土壁の配置	③ 外壁に土壁がない面がある	5		③ 外壁に土壁がない面がある	5		③ 外壁に土壁がない面がある	5		① 四面とも土壁長が1/5 以上	20	
イ 柱の配置	① 内外とも規則正しい	15		① 内外とも規則正しい	15		① 内外とも規則正しい	15		① 内外とも規則正しい	15	
ウ 柱断面積計/床面積	② 0.01 未満, 0.005 以上	10	0.006	② 0.01 未満, 0.005 以上	10	0.006	② 0.01 未満, 0.005 以上	10	0.006	① 0.01 以上	15	0.016
エ 柱底部の一体性	③ 礎石建で各柱が独立	5		① 土台建	15		① 土台建	15		① 土台建	15	
オ 柱脚部の一体性	② 貫又は長押のいずれかを使用	5		② 貫又は長押のいずれかを使用	5		② 貫又は長押のいずれかを使用	5		① 貫及び長押を使う	10	貫及び長押は使用していないが大壁の為、10点相当と判断
カ 天井	② 棹縁・格・鏡天井	10		② 棹縁・格・鏡天井	10		② 棹縁・格・鏡天井	10		③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 礎石の大きさ	③ 柱周囲にほとんど余裕がない	0		③ 柱周囲にほとんど余裕がない	0		③ 柱周囲にほとんど余裕がない	0		③ 柱周囲にほとんど余裕がない	0	
	計	50		計	60		計	60		計	80	
C 屋根構造に係る事項												
ア 小屋組	② 和小屋	20		② 和小屋	20		② 和小屋	20		② 和小屋	20	
イ 屋根野地	② 板木舞・不明	10		② 板木舞・不明	10		② 板木舞・不明	10		② 板木舞・不明	10	
ウ 屋根葺材	② 檜皮葺・こけら葺・ 棧瓦葺(葺土なし)	20	棧瓦葺	② 檜皮葺・こけら葺・ 棧瓦葺(葺土なし)	20	棧瓦葺	② 檜皮葺・こけら葺・ 棧瓦葺(葺土なし)	20	棧瓦葺	② 檜皮葺・こけら葺・ 棧瓦葺(葺土なし)	20	棧瓦葺
エ 軒面積/床面積	② 1.2 以上, 1.4 未満	15	1.3	③ 1.4 以上	5	2.0	② 1.2 以上, 1.4 未満	15	1.3	③ 1.4 以上	5	1.5
	計	65		計	55		計	65		計	55	
(3) 保存状況に係る事項												
ア 不同沈下	③ 著しい	5		③ 著しい	5		③ 著しい	5		③ 著しい	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害	② 一部被害	15		③ 過半被害	0		③ 過半被害	0		② 一部被害	15	
ウ 主要構造材の変形	② 変形がある	15		③ 変形が著しい	5		③ 変形が著しい	5		② 変形がある	15	
エ 根本修理歴	② 根本修理後100 年以上, 200 年未満	15		② 根本修理後100 年以上, 200 年未満	15		② 根本修理後100 年以上, 200 年未満	15		② 根本修理後100 年以上, 200 年未満	15	
	計	50		計	25		計	25		計	50	
3.判定	ウ. 重要文化財(建造物)の根本的な修理(補強を含む), 又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く, 速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある(構造特性に係る事項のうち, いずれか1以上の事項が60 点未満の場合を目安とする。)			ウ. 重要文化財(建造物)の根本的な修理(補強を含む), 又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く, 速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある(構造特性に係る事項のうち, いずれか1以上の事項が60 点未満の場合を目安とする。)			ウ. 重要文化財(建造物)の根本的な修理(補強を含む), 又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く, 速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある(構造特性に係る事項のうち, いずれか1以上の事項が60 点未満の場合を目安とする。)			ウ. 重要文化財(建造物)の根本的な修理(補強を含む), 又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く, 速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある(構造特性に係る事項のうち, いずれか1以上の事項が60 点未満の場合を目安とする。)		
4.管理												
A 管理体制												
ア 常駐管理者	無し			無し			無し			無し		
イ 定期的見回	有り			有り			有り			有り		
ウ 連絡体制の整備	有り			有り			有り			有り		
B 活用状況												
ア 用途	公開			その他			その他			収納		
イ 内部立ち入り状況	時々、昼間のみ			無し			無し			無し		
ウ 立ち入り人数の概況	不特定の人、少数			関係者のみ、少数			関係者のみ、少数			関係者のみ、少数		
エ 使用方法	滞留型			滞留型			滞留型			滞留型		
オ 屋外待機	容易			容易			容易			容易		
カ 入場制限	一部			全面			全面			全面		
キ 危険性明示の有無	無し			無し			無し			無し		

4. 設備簡易調査

4-1. 史跡地内排水

史跡地内排水経路を調査し、プロット図を作成した。雨水排水経路は主に主屋の北側と南側の2系統であり、南側は渡り廊下の下を通り、東側の排水溝へ接続していた。この経路は現在は枯れている主屋南の池を経由しており、雨水を池に貯め、流量を調整する意図が見受けられたが、現状は埋設管が詰まっているため機能していないことが雨天時の調査で判明した。また、通用門北の柵は東西方向に管が接続されており、庭園にある池へ中山道の水路から水を引き込める仕様と考えられるが、発掘調査での確認が必要である。東側の下段造成地排水溝の流末は現在不明であり、発掘調査にて確認が必要となる。各々の位置関係を鑑みると東側市道の側溝へ接続していると考えられる。北側は主屋床下を通り、坪庭を経由して石垣から突き出た塩ビ管から垂れ流しとなっている。雨水排水は史跡の面積や建造物の屋根面積を考えると暗渠管や樋の径、柵の大きさが必要な寸法を備えているとは考えにくいので、排水経路を含めて史跡全体の排水計画が必要である。

汚水排水は北西便所の西側に深さ約1.6mの柵が設置されており、ヒアリング調査ではその柵から汲み取りを行っていたことが判明した。また、御門北側と史跡地南西隅には柵が設置されており、中津川市下水道課より提供頂いた図面によると中山道に設置された公設柵へ接続している。これらの柵は史跡地内のどこと接続されているか現状不明であり、こちらも雨水排水と同様に発掘調査による確認が必要である。



石垣を貫通する塩ビ管



石垣面に下ろされた塩ビ縦管と横引管



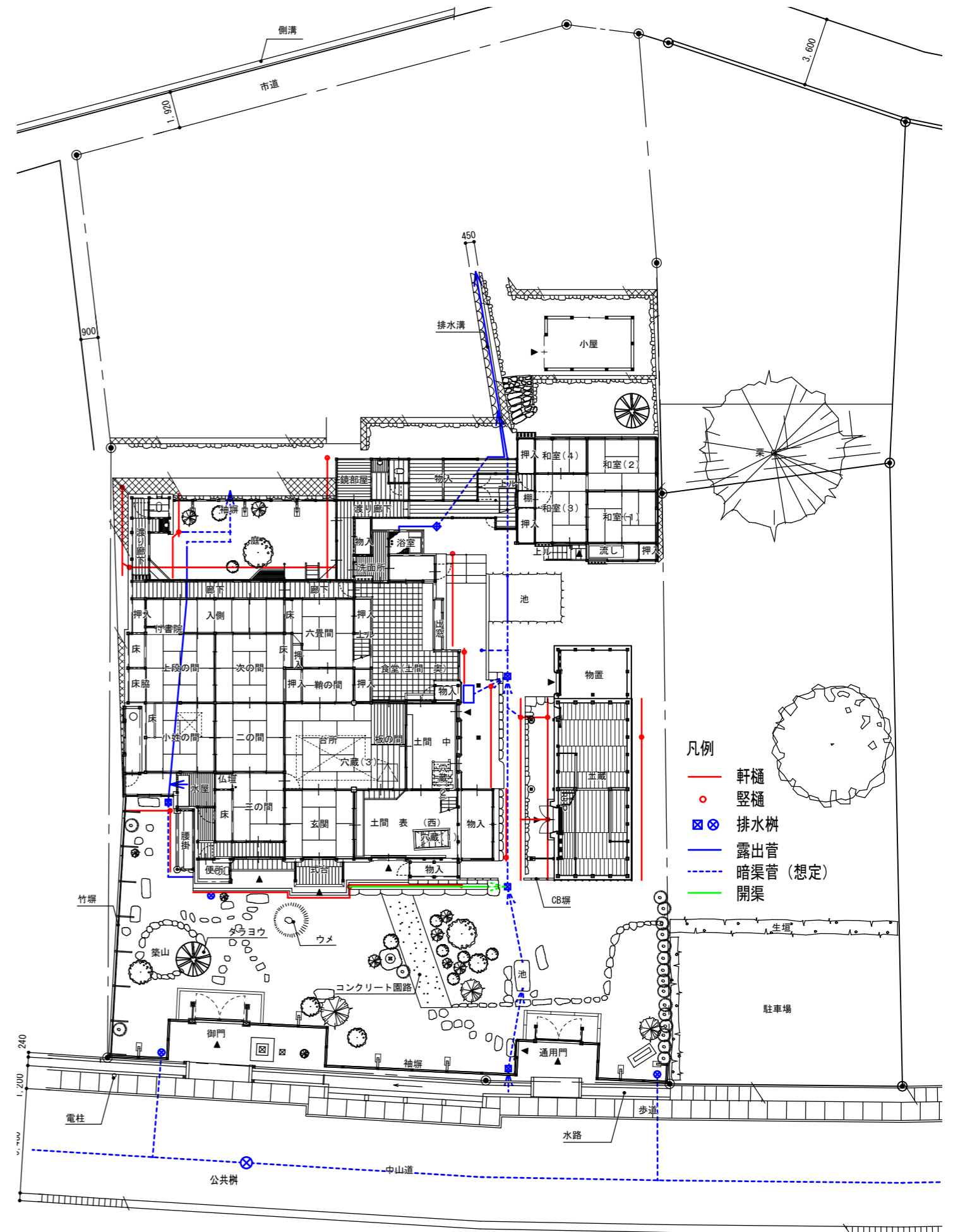
石垣上部に埋設された塩ビ管



排水溝への接続

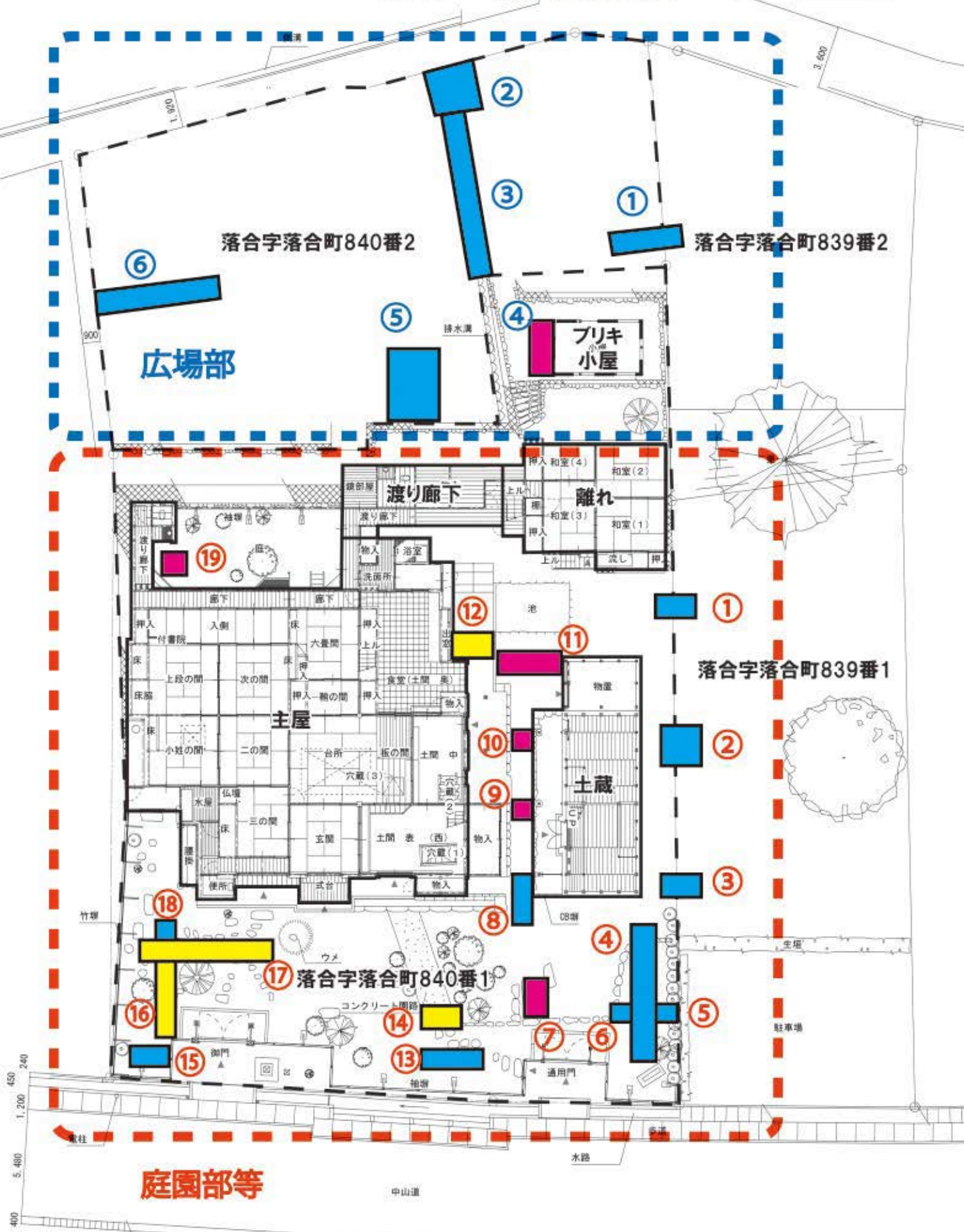


床下配管（小姓の間床下）



別紙5 調査区配置図

凡例
 〰 史跡地
 ▶ 出入り口



- 機械掘削 +
人力掘削
- 人力掘削
- 構造物撤去
を伴う掘削



広場部	短辺	長辺	面積	調査内容
①	1	4	4	土蔵遺構調査・区画遺構調査
②	3	3	9	裏門遺構調査・水路遺構調査
③	1	8	8	
④	1	3	3	土蔵遺構調査
⑤	2	4	8	池遺構調査
⑥	1	6	6	土蔵遺構・区画遺構調査
合計	38			

庭園部等	短辺	長辺	面積	調査内容
①	1	2	2	区画遺構調査・整地層調査
②	2	2	4	
③	1	2	2	
④	1	7	7	土蔵遺構・石列調査
⑤	1	1	1	
⑥	1	1	1	
⑦	1	2	2	池遺構調査
⑧	1	3	3	水路遺構・整地層調査
⑨	1	1	1	
⑩	1	1	1	
⑪	1	3	3	厨屋遺構・水路遺構・整地層調査
⑫	1.5	2	3	井戸遺構調査
⑬	1	3	3	玉石舗装調査（御門の元位置特定）
⑭	1	2	2	
⑮	1	2	2	問屋場遺構調査
⑯	1	4	4	隠居所遺構・池遺構調査
⑰	1	7	7	
⑱	1	1	1	
⑲	1	1	1	整地層調査（タタキ層有無の確認含む）
合計	50			

※上にあげた遺構調査とともに、該当地点の地中埋設物についても調査・記録する。

その他、遺跡の内容が分かる写真等の記録類写真



広場部①（北西から撮影） 土蔵遺構調査・区画遺構調査



広場部②～③（西から撮影） 裏門遺構調査・水路遺構調査



広場部④（北東から撮影） 土蔵遺構調査



広場部⑤（北から撮影） 池遺構調査



広場部⑥（北西から撮影） 土蔵遺構調査・区画遺構調査



庭園部等①～③（南東から撮影） 区画遺構調査・整地層調査



庭園部等④～⑥（西から撮影） 土蔵遺構調査・石列調査



庭園部等⑦（南西から撮影） 池遺構調査



庭園部等⑧～⑩（北東から撮影） 水路遺構調査・整地層調査



庭園部等⑪（西から撮影） 厨屋遺構調査・水路遺構調査・整地層調査



庭園部等⑫（北東から撮影） 井戸及び浸ビ場遺構調査（コンクリート下）



庭園部等⑬（南から撮影） 玉石舗装遺構調査



庭園部等⑭（南東から撮影） 玉石舗装（コンクリート舗装下）遺構調査



庭園部等⑮（北東から撮影） 問屋場遺構調査



庭園部等⑯～⑱（南東から撮影） 隠居所遺構調査・池遺構調査



庭園部等⑱（南西から撮影） 整地層調査（タタキ層有無の確認含む）
※明治15年（1882）の家相方位図では土間として、
明治19年（1886）の絵図では庭として表現されている。

はじめに

中山道については『日本史辞典』（岩波書店）によると以下の様にある。

江戸時代の五街道の一つ。中仙道とも書いたが、享保元年（一七七六）に幕府の法令で東山道の内の中筋の道であり、中山道と書くべきだとした。信濃国の木曾を通るので「木曾路」とも言う。律令制下の東山道とは異なった通路が多いが、戦国時代にはほぼ確定していた。江戸から東海道と合流する草津宿まで約一二九里、この間に六七宿がある。

各宿の常備人馬は五十人・五十疋であるが、信濃国佐久郡内四宿と木曾十一宿は二十五人二十五疋であった。江戸・京都間は東海道の方が短距離であったが、中山道には大川が少なく、安定した旅程を組むことが出来た。とある。

中山道は日本橋から京都三条大橋迄の六七宿、六九次で全長は約一三五里（約五三十km）である。江戸の板橋宿から終点の守山宿迄が六七宿で、東海道と重なる草津・大津を加えて六九宿となる。歩行では十六日程度かかる。新幹線では約二時間である。

徳川家康が定めた五街道とは東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中である。

中山道は慶長七年（一六〇二）に伝馬を出す宿場に朱印状が出されており、その時に正式に成立した。四十三番が馬籠宿、四十四番が落合宿、四十五番が中津川宿である。

中津川宿は江戸へ八十五里十二町八間であり、落合宿へは一里、大井宿へは二里半の距離にあった。

（一）伝馬制度（『日本史辞典』・岩波書店・平成十一年十月二六日発行による。）

公用の人荷輸送に使われた馬である。古代には不急の公使、国司赴任、罪人の通送などに利用された。郡ごとに五疋ずつ郡家に併置され、官馬（軍団の馬）から供給され、補充は郡の官物（郡稻）を以て買い充てられた。運営のために設定された伝戸の中から郡別一人の伝馬長、伝馬厨人や伝子などがあてられ、伝使の通送に従事した。延喜式によると各郡の伝馬数は最高で十五疋から最低で三疋迄と郡ごとに異なっており、山陽・南海両道では全廃されている。

中世では、鎌倉幕府では鎌倉と京都間の駅に伝馬を常備したが、室町幕府はその制度を継承しなかった。戦国時代では各地の戦国大名が領国に伝馬役を課した例が多い。

江戸幕府はそれを継承して全国に拡大した。

江戸時代の伝馬は、狭義には公用旅行者や物資を宿継で送る宿場の馬を指すが、広義には宿場の人足を含め、助郷が出した人馬も言った。

徳川家康は慶長六年（一六〇一）に東海道の各宿に三十六疋の伝馬の常備を義務付け、翌年以降に中山道以下の主要街道へも伝馬を常備させた。

寛永十五年（一六三八）以降の各宿は、東海道百人・百疋で、中山道は五十人・五十疋で日光・甲州・奥州道中は二十五人・二十五疋の常備人馬を命じられた。

やがて、これでは不足となり、やがて宿近郷の村々へ助郷として伝馬役が課せられた。

伝馬騒動（一揆）としては、明和元年（一七六四）も同二年にかけて、武蔵国中山道周辺

村々では、幕府の新規助郷村設定（増助郷差村Ⅱ新たに助郷役の負担大）に反対した。

天狗騒動とも言われ、参加人は二十万人とも言われる。一揆は江戸出訴を目指して中山道に沿って押しかけた。幕府は関東郡代手代を桶川宿に派遣して「増助郷の全面撤回」を告げた。最初の広域的闘争（百姓一揆）となった。

伝馬問屋（てんま・といや）近世の宿駅で人馬継ぎ立てや御用旅宿などの業務に当たる

宿役人の最高責任者、その業務場所を問屋場と称し、問屋会所、人馬会所なども称した。

一般的には問屋は各宿に一名であったが、複数の場合は月の内で輪番で勤めた。問屋の補佐役として年寄があり、その下に帳付・馬指がいた。

伝馬宿入用とは、江戸時代、幕府の直轄領に課せられた高掛物の一つである。宿場入用・宿場役入用とも言う。五街道の間屋・本陣や宿（脇本陣）の費用に充てられた。村高百石に米六升の割合で徴収された。

(二) 古代の美濃（『恵那郡史』西濃印刷、恵那郡教育会、大正十五年一月十五日）
上古、美濃と信濃との交通は山道神坂越を以て行われた。奈良朝の初に至り吉蘇路が開通した。文武天皇の大宝二年十二月十日の條に「始開美濃国吉蘇山道」とある。始めて恵那郡絵上郷迄新たに官道を開いた。後十一年を経て信濃国府に連絡した。同書元明天皇の和銅六年七月七日の條に「美濃信濃二国之境、経道嶮岨往還困難、仍通吉蘇路」とある。

当時の吉蘇谷は美濃国であった。通路は恵那郡坂本駅より今の中山道のように木曾川に沿って上がる。落合から馬籠への坂道を行く。吉蘇（木曾谷南部）小吉蘇（木曾谷北部）を経て縣坂上岑を越え、寄合渡にて飛驒国府より信濃国府松本に通じる野麦道と合流した。

これは神坂峠の剣ヶ峯を越えるより容易で、且つ松本に近い通路であった。
しかしこの道は過疎地で補給も難しく、道路が崩壊しても修復が困難であった。そこで平安時代になると神坂峠越の旧道を以て東山道の官道とした。（「延喜式」）

駅伝のことは「延喜式」に詳しくある。駅は東山道八国八十六駅で、美濃国は十駅・馬八十七匹である。そのうち恵那郡は大井駅と坂本駅の二駅で馬四十四匹となっていた。伝馬は沿道郡別約五匹、何れも官馬を用い、官吏の通行には必ず「駅鈴・伝符」を賜った。駅鈴は馬徴用の証、伝符は伝馬使用の証である。美濃国での駅馬一匹の値は上馬稲三百五十束（春米一束は五升）中馬三百束、下馬二百束である。伝馬は各五十束を減じた。

路料は上りには一人一日に米二升・塩二勺で、下りはその半分である。駅馬の飼秣は国司が路の遠近・嶮岨・往還の繁閑を見て、正別に十七束から八束とした。

坂本（中津川市千旦林）と阿智（信濃）の両駅は四十五束とした。

土岐郡の駅（釜戸宿）と恵那郡の二駅（大井宿・坂本駅）と信濃阿智駅の駅子（駅丁）は共に課役を免除された。

鎌倉時代の木曾義仲と落合五郎兼行 木曾権守兼遠に三男一女がある。伯を樋口次郎兼光仲を今井四郎兼平、季を落合五郎兼行という。娘は巴である。共に義仲に仕えた。五郎兼行は遠山荘落合の人という。その宅址に老杉十数株があり、今愛宕神社を祀る。付近に小姓洞の地がある。「源平盛衰記」に「木曾は落合五郎兼行・塩田八郎高光・望月太郎等を先として、信濃・上野両国の軍勢二千余騎、白鳥河原に陣をとる。」とある。

(三) 鎌倉街道（『恵那郡史』）

鎌倉幕府開始より東西の交通は再び重要となった。建久四年春、源頼朝は鎌倉京都間の路次・駅家・渡船を整備し、所々に新駅を増置し、駅長に伝馬及び御物送夫を掌握させた。駅夫は大宿に八人、小宿に二人を置いた。又沿道諸国の守護に命じて夜行番衆を置き、旅人の警護をさせた。当時駅伝を馳せる者を飛脚と称した。戦国時代になり、駅制は崩壊した。

この時代、東山道は東濃より落合を通り、御坂越により信州に通じた。これより伊那路を経て諏訪に出て、甲斐国に入り、富士山の北麓を過ぎ、相模に到ったから、この、御坂越を鎌倉街道といった。これは室町時代に到っても同様であった。

一方木曾谷を経由する「木曾路」は領主木曾氏により補修改鑿が行われ、天正二年春、木曾義昌が武田勝頼の加勢として東濃へ侵攻した時、馬籠峠の道を改修して、通路とした。
近世寛永頃迄は御坂越をする者もいたが、後ほとんど廃れた。

鎌倉街道の宿次は、太田、今渡、御岳、井尻、志月、宿、日吉、半原、釜戸、竹折、大井千旦林、駒場、中津川、落合、湯舟沢、御坂、園原である。

慶長三年八月十八日、豊臣秀吉は伏見城にて死去した。同五年、徳川家康は豊臣秀頼方を攻略するため、軍勢を進め、関ヶ原の戦いが始まった。徳川秀忠の軍は八月二十四日宇都宮を発し、信濃に向かった。しかし上田城攻略に手間取り、関ヶ原の戦いに参加できなかった。九月十七日妻籠にて関ヶ原の勝利を知った。十八日には落合を通行し、十九日美濃赤坂へ到った。二十日に草津にて家康軍に合流した。木曾路の人々は戦乱を恐れ、山中へ逃亡し

た。遠山友政は、離散の民を帰宅せしめ、糧秣(米・大豆)馬沓等を献じ、次いで大井宿にて駿馬を秀忠に献上した。こうして故地苗木城を回復した。また遠山利景は旧領明知を安堵された。同じく小里光親は小里城を回復し、妻木家頼は土岐郡の旧領を回復した。友政は、岩村城も開城し、城主田丸直昌を追放した。丹羽氏信と妻木家頼、木曾山村・千村も岩村城攻略に貢献した。

(四) 江戸時代(『恵那郡史』)

慶長十四年、徳川幕府は大久保石見守長安に美濃国の検地(石見検地)を行わせた。

「元和郷高帳」には恵那郡内総高で三万三千三百四十三石九斗四升、とある。

岡田将監等の「正保美濃国郷帳」では恵那郡七十八村で、総石高は三万四千三百十石二斗六升六合、外に給人私新田分が千二百余石である。

尾張藩は正保二年領内の税制を一律四割(四ツ概Ⅱならし)とした。

正家村 元高八百七十三石二斗七升 (太閤検) 概高六百七十石九斗四升

中津川村 元高千三百三十四石六斗三升 (太閤検) 概高千三百六十七石六升二合

加子母村 元高千八百八十九石五升 (太閤検) 概高五百九十石四斗七升四合

落合村 元高四百八十八石四斗一升 (太閤検) 概高六百五十四石八斗一升

落合村は元高四百八十八石四斗一升のうち、田方は三六八・〇一一石で、畑方は一一二・三九九石であった。

江戸時代の交通・運輸について

豊臣秀吉は天下を統一して、諸国を検地した。一里を三十六町に定め、一里毎に塚を作った。徳川幕府は五街道を定め、支街道として北国路、中国路、長州路、伊勢路、水戸街道等を整備した。交通路としての道路を整備し、里程を正し、宿駅を置き地子を免除し、金穀等を給与した。旅人宿泊の法、助郷制、人馬の賃銭等を定めた。これらの施策は幕府の統治の徹底であり、防衛上のため、大川の橋、道路の改修、嶮岨路の改善等の事業は極力実施しなかつた。各藩にても同様であった。

慶長七年二月二十四日、中山道御當駅に「制札」を出し、御朱印無く駅伝を動かす者は撃ち殺すこと、逃がした場合は注進すること、とした。

同年六月二日、幕府は中山道諸駅へ命令した。則、宿々において荷物は至急継立てること。伝馬荷物一駄は三十二貫積、駄賃馬は四十貫積とし、奈良屋市右エ門・樽屋三四郎の切手で定めること。各宿の人馬は二十五人・二十五疋とした。

慶長九年二月、初めて官道の駄賃を定め一里十六文とした。私道は適宜の増賃銭とした。

同二月、幕府は東海道・東山道・北陸道の三道を修理させ、各一里毎に塚を作らせた。

所謂「一里塚」である。また街道の両側には松を植えさせ、五月には完成させた。塚の上には榎木を植えた。恵那郡内では六ヶ所で、落合の与坂、駒場の坂上、千旦林の三ツ塚、大井の関戸、中野の榎ヶ根、藤の深萱である。大正時代に残っている塚は榎ヶ根西行塚西の一ヶ所のみである。(杉村は昭和三十年頃、西行塚西に現存した一里塚を見たことがある。)

幕府は寛永年中に「関所通行の者には通行手形の所持」を命じた。東山道にては木曾福島の関所で、尾張藩代官山村甚兵衛が所管した。

寛永十七年には「美濃国宿駅助郷」の制度を定めた。人馬数が不足し、通行・輸送に支障が多くなったからである。次いで、元禄七年、改正した。各宿駅所属の助郷村を確定したが、年々負担が多くなり、村々より愁訴が増えた。

各宿には本陣及び脇本陣が置かれ、大名の宿泊に充てた。又問屋があつて大名の荷物継立をした。本陣の屋敷は除地(免税)とし、且つ御救金(尾張藩領は元禄七年より年三十両)を出し、問屋には問屋給(年五両)を与えた。問屋は本陣と兼ねる場合が多い。通常宿駅の組頭は問屋の年寄役であつた。又、肝煎役もあつた。

宿駅に掲げる「高札」(正徳時代)は次のようであつた。

定(さだめ)

一、駄賃并人足荷物之次第

御伝馬并駄賃之荷物 一駄 重さ四十貫目 (約百五十kg)
歩もち之荷物 一人 重さ五貫目 (約十八kg)

長持 一丁 重さ三十貫目 (約百十二・五kg)

但し人足一人持重さ五貫目、三十貫目の荷物は六人で持ち、軽い物は人数を減じる。

乗物 一丁 次人足六人

山乗物 一丁 次人足四人

一、御朱印伝馬人足之數、御書付之外多く出すべからざる事

一、道中次人足次馬之數、たとひ国持大名たりといふとも其家中共に、東海道は一日に五十人五十疋に過べからず、此之外之伝馬道は二十五人二十五疋に限るべし。但し江戸、京大坂之外、道中に於て人馬共に追通すべからざる事

一、御伝馬駄賃之荷物は、其町の馬残らず出すべし。若駄賃馬多く入時は在々所々より雇いたとへ風雨之節といふとも荷物遅々なき様に相はからふべき事

一、人馬之賃御定之外増錢をとるにおいては牢舎せしめ、其之町之間屋年寄過料として鳥目 (錢 \parallel 穴あき錢) 五貫文つつ、人馬役之者は家一軒より百文つつ出すべき事

附、往還之輩、理不尽之儀を申かけ、又は往還之者に対し非分之事あるべからざる事
右條々可相守之、若於相背は可為曲事もの也

正徳元年 (一七一) 五月 日 奉行

外に駄賃并人足賃錢之定、及び後に増賃錢札等を掲ぐ。

当初「駄賃の定」はなかったが、西国大名が江戸にて相談の上、一里十六文づつとした。此の外に山川には増錢を加えた。一駄荷は四十貫目、乗りかけは両荷二十二貫目、乗主十八貫目で合計四十貫目とした。米一石も四十貫目である。増駄賃は延宝三年 (一六七五) 東海道は三割増、中山道は二割増とした。度々改定され、維新後には平均六倍半となった。はじめは道中宿錢は一人六文、主と馬は十二文であった。万治二年 (一六五九) には宿賃は柴薪代と共に錢十文となった。寛文五年 (一六六五) 十月、中山道各駅の木錢を増し主人十六文、馬十文、下僕六文となった。江戸末期慶応年度には東海道・中山道共に旅籠賃は、上下の別なく一人錢七百文、午飯錢三百文であった。

(五) 中山道三駅 (『恵那郡史』)

(1) 落合宿 公儀判形制札立つ。中津川へ伝馬の助人馬を出す。大通りの時は伝馬頭をし、常には馬頭をした。初めは賃錢上り (中津川へ一里) 人夫一人二十八文、本馬一匹五十五文、軽尻一匹三十六文である。軽尻馬とは「積み荷を持たない馬」あるいは「人を乗せた場合、手荷物は五貫目迄」とした駄馬、本馬は四十貫目の荷物、軽尻馬は半分の二十貫目迄積むことができた。下り (信州馬籠へ一里半) もまた同じである。

後期 (寛政期 \parallel 『濃州徇行記』 \parallel 樋口好古著) では上下共人夫一人三十二文、本馬一匹六十三文、軽尻一匹四十一文となり、幕末では平均六倍半の賃錢となった。

落合宿の間屋場は二箇所、内一軒は居宅、一軒は長屋にて勤め、荷附小屋はない。

落合村庄屋は塚田弥左衛門・小左衛門、本陣井口五左衛門、年寄利左衛門、善助、勸兵衛であり、其内塚田弥左衛門 (長屋) ・井口五左衛門 (居宅) は問屋を兼ねていた。

尾張藩より堤銀御免 (寛永十六年より) 伝馬銀御免 (元禄八年より) で、御救金は年三十兩 (元禄七年より) 外に金五兩 (新道手当て) で、給米は問屋二人へは米九石、年寄四人へは高四石、定使二人へ米三石を地頭山村甚兵衛より与えられた。馬指一人給金三兩、定使二人へは給金四兩を問屋から出した。落合橋は刳橋で長さ十七間、幅は二間三尺、享保の頃までは本道筋であったが、延享元年 (一七四四) 道替により三ツ屋より新道を開き、七町ほど遠くなった。刳橋を止め、今の新道に小橋四ヶ所を懸けた。宿人馬二十五人二十五疋

(2) 中津川宿 宿人馬二十五人・二十五匹 (万治四年道中奉行申渡) それ以上は助郷に課した。初め賃錢上り大井へ二里半、一人五十三文、本馬一匹百十一文、からしり (軽尻) 一匹六十八文、後一人六十一文、本馬百二十七文、軽尻七十八文 (『濃州徇行記』)

下りは、各駅とも前駅の上りと同じ。問屋場二ヶ所、内一戸は居宅、一戸は長屋、庄屋は肥田九郎兵衛、問屋源蔵、与一右衛門、本陣は市岡長右衛門、年寄役、七兵衛、萬兵衛、孫右衛門、各特典は省略する。

助郷は落合宿と共通で、その使い方は大名下向の時は中津川宿へ人馬を寄せ、落合宿・中津川宿の両宿が合して、残らず馬籠宿へ送った。右宿の人馬数は落合宿と同じ。使い切ると助郷にて勤める。

(3) 大井宿 人馬数は落合宿と同じ。大湫宿へ三里半、問屋一ヶ所、荷附小屋なし。庄屋二人利三郎、弥左衛門、組頭与市・友八、年寄役次郎左衛門と清右衛門、本陣は茂右衛門、問屋は善右衛門である。木曾より出る「木具櫃」（材木）の伝馬を多く勤める。この宿迄は信州辺より牛荷物も多く通行する。宿中の旅籠屋は五十戸程である。この先中野村榎ヶ根にて下街道（土岐郡・多治見方面）へ分かれる。この道は伊勢参宮達の通路でもあった。中山道の御嵩宿から落合宿の間は尾張藩濃州奉行の支配であったが、天明三年（一七八三）以降は太田代官の支配となった。

(4) 太田南畝『壬戌紀行』（享和二年＝一八〇二年）
中津川宿を経て与坂を上る。その先坂を上り下りして見ると左右に畑があり、水車がある。そこから落合宿へ到る。落合駅に入れば左に薬師堂がある。駅の中に例の縦に流れる小流（水路）がある。木曾川に渡せる橋を「落合の橋」という。橋杭なし。又「釜ヶ橋」とも言う。河原に石多し。信州の安曇郡と美濃の境という。是より東は木曾なりと言う。されど今的美濃と信州の境は十曲峠である。石まじりの道をゆくゆく坂を上り、山中坂を三四町ばかり曲がりてのぼれば、落合の駅舎は遙かなる下に見ゆ。此あたりより道いよいよはし。ここを十こく峠といふ。左に「狐膏薬」あり。右のかたに薬師堂あり。行基菩薩の作なりといふ。此所に札をたてて、「是より東北、湯船沢、兼好法師の古跡なり」と記せり。
湯船沢は橋より一里あり、熊が洞立岩などといふ所ありと語れり。猶松林の中を上りゆくに右は山、左は谷なり。むかふに近く見ゆる山あり。巢山と云。草木茂れど大きな木なし。道に大きな石多し。又石まじりの坂をのぼる事長し。左に人家一戸あり。「きつねかうやく」（狐膏薬）をひさぐ。ゆくゆく道をのぼりて立場あり、同じ膏薬を売る看板に「十曲峠」とあり。ここに「此所美濃信濃国堺」と書ける榜示あり。かかる国堺を石にもゑらずして、いささかなる木をしらげて（白げて削って）書付けしもおかし。

(5) 東征軍の進軍、明治元年戊辰（一八六八年）
正月二十一日、東征軍は京都を發し、沿道に「檄文」示した。
東山道鎮撫総督は岩倉具定で弟の具経が副総督であった。二月六日鎮撫総督を改めて先鋒総督兼鎮撫使とした。総督は大垣に在陣し、二十日先鋒出發し、沿道諸宿に布達した。
そのうち、二月二十六日は御休大井宿、御泊中津川宿 同二十七日は御休馬籠宿、御泊妻籠宿であった。中津川宿を出た「錦の御旗」軍は二十七日は落合宿で小休止し、次いで信州木曾に入り、順路江戸城に向けて東進した。

(6) 明治三年（一八七〇）十二月、山村甚兵衛、千村平右衛門等は岐阜県貫属となったから旧領は県の所管となった。
落合村 高二百八十六石二斗二升三合、田十八町五段余、畑四町四段余、屋敷一町余、家数八十二軒、人数男百七十一人、女百九十二人、馬三十疋、野間山稼、茶屋、旅籠屋渡世百姓代鉄吉、組頭兼百姓代井口六郎兵衛、組頭井口善助、庄屋井口五左衛門、であった。

(7) 明治十三年天皇巡幸と落合村の村政
奉迎諸準備の内でも通行の中山道及び下街道の改修は全面的に実施され、初めて交通の利便を得た。県では四月から着手し、関係村民に改修させた。木曾に接する馬籠境より始め、落合駅の道路中央を流れる水路を本陣側に移動させた。又中津川駅に至る間の嶮路を改修した。又茄子川駅の中央の溝も片寄せした。大井駅入り口の甚平坂切り下げ工事も実施された。明治天皇は六月二十八日、午前十時、馬籠駅小休所へ到着、同十時半落合駅御小休所

井口五左衛門方（本陣）へお着き。小休止され、御発輿、十一時二十分中津川駅行在所森孫右衛門方へ到着された。伍々一時、同駅より御馬車・白毛のアラビア馬二頭立で出發された。なお、同日午後三時、供奉伏見二品宮は落合駅に着いた。井口五左衛門家で小休止の上中津川駅へ出發、同所間半兵衛方に宿泊した。

明治十七年、落合村の戸長は鈴木利左衛門であった。政府は同十九年には縣令を知事とした。縣令小崎利準を岐阜県知事とした。

明治二十二年八月の落合村の村長は鈴木万助であった。助役は井口六郎右衛門とした。

二十五年六月には上田莊藏が村長となった。二十六年十月より塚田弥左衛門が村長となり大正四年十二月まで続いた。それより上田政一、大正十年二月十五日より井口杉男、同十二年五月十九日より井口澄好、同十三年七月七日より鈴木重昂（有給開始）が村長であった。村会議員は十二名、助役は井口六郎右衛門、上田莊藏が二十六年十月より、井口鉞次郎（えつじろう）同三十年十月より、鈴木弘道、明治三十三年六月より、上田政一、三十七年一月及び四十四年一月再任、井口杉男は明治四十二年四月から、及び大正五年一月から再任鈴木隆三大正九年二月、井口澄好同十年三月より、上田宗次郎同十二年六月より、井口澄好同十四年八月より、と続いた。

（六）落合村の村勢（『恵那郡史』五百頁、大正十五年時点）

落合村は中山道の駅路に当たり、今中央線落合川駅の所在地である。旧時は中山道の宿駅として村民の多くは行旅の貨物を運搬して、生計を営んだ。しかし、維新後は交通の変遷・時勢の推移により、その業務を失うものが多く、戸口減少して村民の離散する者が多くなつた。村内の土地は漸く他町村民のものとなつた。人心は乱れ、鬭争、軋轢が多くなり、互いに嫉視反目して、村吏に就く者は少なかつた。そのため、明治十七年に至る迄戸長で一年間以上勤まる者はいなかつた。村内は窮乏し、村治困難な状態であつた。

ここに塚田弥左衛門が村長となつた。彼は民心の融和を図り、然る後産業を興して民力の伸暢を進めた。彼の努力により人心は一新し、多年村民間にあつた宿弊も一掃された。

一村を挙げて淳厚勤勉の領民と化し、当局者の指導誘掖に従つて各自の業務に精励したから漸く余裕のある生活が戻つて来た。よつて諸般施設整い、協同輯睦（しゅうぼく）の氣風が高まり、選奨の栄冠を受けるようになった。しかし明治二十六・七年頃では、税金の滞納者が多数であり、成績不良であつた。村長以下組長が「納税」を啓発して、完納の村とした。

落合村は耕地が少なかつたため、村長は約七十町歩の開墾を目指し、灌漑水路開鑿工事を実施した。初めは反対民も多くいたが、「熱心さ」に賛同する者が多数となつた。

工事は明治三五年三月起工、翌年五月竣功となつた。水路は四千百三十八間、総工費は九千余円であつた。こうして三十四町歩の耕地を開拓した。

造林事業は村有林八百五十町歩で、秩序的経営を目指し、実測の上、五百町歩について「林業施業案」を大正二年に作成し、着々と進めている。

農事改良にも努め、明治三十四年以来毎年「苗品評会」を開き、試作場を設置し、品種ならびに肥料の試験を行い、害虫駆除監督委員を置いた。稲だけでなく、各種農産物の品種改善、工夫に努めて来た。

◎養蚕業は本村唯一の副業である。当局者も奨励し、村民も鋭意飼育方法を講究し、一ヶ年の収繭高は四百六十石に及び、蚕種の製造に就いても、一カ年八万四千五百枚を生産して近接の府県に売り出している。

落合村の「信用組合」は明治三十七年の創立である。同四十二年には更に「購買組合」を併設し、農産物の共同販売や肥料・日用品の共同購入をして、村民の利益に貢献している。

明治四十三年には「産業組合中央会」より「成績優良」の表彰を受けた。

明治四十五年以降は、村民の寄附を元に「救済会」を設立し、村民の貧困層の救済に当たつている。明治三十年四月より「新郡制」で「恵那郡会」ができた。「中津・落合」地区議員では中津川の間鷺郎、落合村の鈴木弘道が選出された。郡長は国井であつた。

(六) 鉄道開通 (『恵那郡史』五八六頁)

中央線の鉄道敷設工事は明治二十九年(一八九六)に始まり、明治三十三年(一九〇〇)七月二十五日に名古屋駅から多治見駅迄が開通した。

その後は明治三十五年(一九〇二)十二月に中津川掖迄が開通した。同四十一年八月には旧恵那郡全線の開通をみた。この時代は全て「蒸気機関車」による運行である。

明治四十四年(一九一三)に東京と名古屋迄の全線が開通した。当時恵那郡内は大井駅、中津川駅、坂下駅の三駅によって旅客及び貨物の集散を実施した。大正六年十一月、美乃坂本駅と落合川駅の二掖が増設された。

また大正十三年八月には北恵那鉄道が開通し、中津町より付知町迄電車が運行した。恵那駅の開通により、恵那駅から岩村駅迄岩村電気軌道線が県内最初で明治三十九年十二月に開業した。岩村の浅見與一右衛門が尽力して開通を見た。

当時、「索道」を利用する貨物の運送会社が二社あった。矢作索道株式会社と飛驒索道運輸株式会社である。大正八年の「矢作索道」は岩村駅から上村迄を結んだ。

「飛驒索道」は大正十一年に開通し、坂下町から益田郡三原を結んだ。中間は川上・田瀬付知・加子母の四停留所である。

(七) 交通手段の変化 (『恵那郡史』五八九頁) 恵那郡内の様相

	人力車	自転車	自動車	荷馬車	荷積車
--	-----	-----	-----	-----	-----

明治十三年 (一八八〇年)	六四				二七
------------------	----	--	--	--	----

同四十一年 (一九〇八年)	一一五	二七四		七六八	一二三八
------------------	-----	-----	--	-----	------

大正元年 (一九一二年)	八九	六一二		七〇七	一五八七
-----------------	----	-----	--	-----	------

同五年 (一九一六年)	八五	九三〇		六五四	一六六三
----------------	----	-----	--	-----	------

同十一年 (一九二二年)	八四	三三二三	八	九二六	二六三五
-----------------	----	------	---	-----	------

◎自動車運送

大正七年に恵那自動車株式会社、恵北自動車株式会社、大正八年に明知自動車株式会社 がそれぞれ設立された。

◎明治十三年天皇巡幸 六月二十八日、落合御小休所、聖蹟井口五左衛門宅は落合村八百四十番地である。その後居間の改造、門の移動を行った。御便殿の上段の間は清掃以外は出入りを禁じて、その光栄を長く伝えんとした。因て火災防禦のため壁を厚くし、屋根に土を塗って其上を瓦葺とし、堅牢な造作を施した。現在は五左衛門の嫡男井口杉男が相続して戸主である。

(以上で全文終了)

第 3 章 史跡中山道落合宿本陣の概要

第 1 節 落合の地勢

貝原益軒が享保 6 年（1721）に著した『木曾路之記』には、「落合の民家九十軒許。これより西に猶所坂々坂あれども、既に深山の中を出て、劍難なくして心やすくなる。木曾路を出て、爰に出れば、先我家に帰り着きたる心地する」とある。

江戸時代、木曾谷を目前に控える落合は美濃国の東端に位置していた。落合宿は、河岸段丘上にある地域内でもとりわけ平坦な場所に形成されたが、これを取り巻く地形はすり鉢状を呈しており、馬籠宿方面へ向かうためには十曲峠の急坂を、中津川宿方面へ向かうためには上金と与坂の坂を上り下りしなければならなかった。東海地方と中央高地との漸移点にあたるこの地域には、昭和 31 年（1956）9 月に中津川市と合併するまで落合村が存在し、近隣諸村と接する境界の多くは川や山、または丘陵などの自然地形によっていた。落合は南東の恵那山と北西の木曾川との間に細長く開けた地域であり、地形は北西に向かって傾斜、地域内における土地の高低差は最大で 1780m に及んでいる。

落合という地名の由来は、釜沢川・本谷川・湯舟沢川が落合川に合流していることにあるとも、落合川が木曾川に合流していることにあるともいわれ、河川の合流に由来を求める説が有力である。

第 2 節 落合の歴史

(1) 宿場の形成以前

落合において確認された人類の活動痕跡は後期旧石器時代にまでさかのぼる^{〔註 1〕}。縄文時代遺跡の遺跡には草創期から中期のものがあり、落合五郎遺跡^{〔註 2〕}で出土した前期の土器からは、既に当地を交えた東西地域間の交流が存在していたことが分かる^{〔註 3〕}。

古墳時代の古東山道、古代の幹線道路である東山道はそれぞれ落合を經由したと考えられるが、落合五郎遺跡で古墳時代に旅の祭祀が行われたとみられる^{〔註 4〕}こと、同遺跡で古代の大型掘立柱建物跡^{〔註 5〕}が検出されたことから、いずれの道も後の落合宿付近を通過していた可能性が高い。『美濃御坂越記』^{〔註 6〕}や『木曾路名所図会』巻 3^{〔註 7〕}の記述によれば、中世における東山道の道筋も落合を經由するものであった。この中世東山道の一部と木曾路とが後に整備される江戸時代の中山道の原形になっていったと考えられる。

落合宿の成立については、木曾氏が天文 2 年（1533）に木曾谷で整備を進めた宿駅制度が普及したものとも、天文 12 年（1584）に高福寺が開かれたことと深い関係にあるものとも考えられる。成立の具体的な時期は明らかになっていないが、文禄 2 年（1593）の『大和田重清日記』には既に中津川から落合までの駄賃に関する記述^{〔註 8〕}がみられ、遅くともこの頃までには落合の町並みが宿駅としての機能を備えていたことが分かる。

なお、落合五郎遺跡では青磁・古瀬戸・天目茶碗を含む 12 世紀から 16 世紀にかけての陶器等が出土しており、小姓洞という地名も存在することから、落合宿付近には中世の段階で武士階級を含む人々が居住していた可能性がある。このような痕跡は、木曾義仲の家臣、

落合五郎兼行の居住に関する伝承や鎌倉時代における兄の井・弟の井用水路の掘削伝承^{〔註 9〕}、あるいは、落合に住んだ木曾義昌従士として『木曾考』に登場する沖田淡路と何らかの関連を持つものとも考えられる。

(2) 江戸時代

『中山道宿村大概帳』によると、江戸日本橋から数えて 44 番目の宿場である落合宿は、南北 3 町 35 間 (約 390m)、宿内総戸数は 75 戸、宿泊施設は本陣・脇本陣のほかに旅籠屋が 14 軒あり、大通行の際には善昌寺や高福寺、一般の民家も旅宿となった。『落合郷土誌』にて「与坂の三文餅、横手のわらじに田中の馬のくつ、扇屋膳飯しゃ盛りがええ、桜屋豆腐に此吉コンニャク、板屋寿司、青膏吸出し、金創は狐膏葉山中薬師、水に消えない鉄砲の火縄」という文言が紹介されているように、宿場内外には旅籠屋のほかにも物売の店や茶店などが存在していたが、いずれも専業ではなく農業などの兼業であり、『村明細帳』にも「稼ニは農業の間 男女共薪取草刈 或ハ茶や旅籠屋等ニ而渡世仕候」と報告されている。落合宿の常備人馬は 25 人・25 匹であり、大通行の際には人馬継立を中津川宿との合宿にて行った。東海道などに比べて中山道は大名の通行が少なく、御救金や拝借金、刎銭によって宿場助成が行われたものの、中津川宿との距離が 1 里 (3.9 km) と程近く、小宿であったため、宿駅の経営には苦労が多かった。こうした状況にあって落合宿の宿駅機能が維持できた要因としては、尾張徳川家の管轄下にあったことが大きいものと考えられる。

関ヶ原合戦後、木曾衆の千村平右衛門と山村甚兵衛が落合村を半分ずつ知行することとなったが、元和元年 (1615) に山村家が、元和 3 年 (1617) に千村家が尾張徳川家附庸となったため、同村は尾張徳川家と知行主、幕府 (道中奉行) の三者から支配を受けることとなった。こうした事情から、落合村の場合、千村家・山村家それぞれの知行地について村役人と宿役人が任命されることとなった。なお、本陣について職は千村家知行地の庄屋・問屋を兼ねた井口家が務め、脇本陣職は、当初、~~は~~山村家知行地の庄屋・問屋を兼ねた市岡家や塚田家が担当してゐる。が務めたが、元禄年間 (1688~1704) を最後に、その役割は山村家知行地の庄屋・問屋の役割とともに塚田家へと継承されていった。なお、千村家知行地の庄屋については、概ね本陣職の井口家が兼任していたが、寛政年間 (1789~1801) の数年を含む一定の期間については加納家が担当した^{〔註 10〕}。

『中山道宿村大概帳』によると、天保年間 (1830~1844) から安政年間 (1854~1860) の頃、落合宿区間の中山道^{〔註 10〕}は尾張徳川家の負担で道普請されていたことが分かるが、元々は宿村負担による自普請であった可能性がある^{〔註 11〕}。橋の普請についても各々当事者が定められたが、落合大橋^{〔註 12〕}の例では、慶長 7 年 (1602) までは落合村が、元和年間 (1615-1624) の初めからは尾張徳川家が、文政年間 (1818~1831) からは年間仕用金を尾張徳川家から受け取った落合村が橋の普請を請け負っていた。なお、この落合大橋は大雨の度に崩壊し、修理負担が非常に大きかったため、落合宿・馬籠宿間の中山道が十曲峠経由の道筋から、落合大橋を通らない湯舟沢経由の道筋に付け替えられたこともあった。寛保元年

(1741) に完成したこの付替道は寛保の新道と呼ばれ、明和 8 年 (1771) までの 30 年間にわたって利用されたが、旧道と比べて距離が遠く、悪路であったため、十曲峠経由の道筋に戻されることとなった。

(3) 宿駅制度の終了と近代化

明治維新の後も、中山道は明治 9 年 (1878) の国道一等指定に加え、明治 13 年 (1880) の明治天皇巡幸にも利用されるなど国家の幹線道路として役割を維持した。明治天皇巡幸は車駕によるものであり、道路改修及び通路の清掃は大変な事業規模で行われた^[註 134]。元々は落合宿内の中央を流れていた水路が片方の端に寄せられたのはこの時のことであり、十曲峠付近では石畳の改修や石畳の滑り止め目的の砂撒きも行われたと記録されている。

また、明治 25 年 (1892) の賤母新道開通により里道とはなったものの、明治 44 年 (1911) に鉄道中央本線が全線開通するまでの間、中山道は依然として重要な地方幹線道路であり、御坂越道とともに美濃・尾張から飯田方面への旅や物流に利用され続けた。中山道筋にある落合村では、明治 43 年、落合宿とその隣接地域の居住者が守るべき道路の管理・清掃等に関する事項をまとめた『落合村清潔法申合規則』を制定するなど、以降も中山道の維持管理に努めた。

一方、明治 3 年 (1870) に本陣名目が廃止され、明治 5 年 (1873) には宿と助郷の制度が廃止されると、人馬継立などの落合宿の役割は相對運賃をもってする陸運会社などの営利会社へと引き継がれた。落合村役場による明治 44 年 (1911) の『農業関係調書』にあるように、落合村の人々は古来農業の傍ら、副業として旅人の宿泊を業とし、ある者は街道の貨物運搬によって生活の糧を得ていたが、こうした副業は明治維新の後、衰微することとなった。かつての職を失うものも多く、人心は乱れ、鬭争、軋轢が多くなり、互いに嫉視反目して、明治 17 年 (1884) に至るまで戸長で 1 年間以上勤まる者はいなかったという^[註 15]。困窮した落合村では、農地の不足を補うべく用水路の新設改修と開墾が進む傍ら、従前に代わる収益確保の手段が模索されたが、こうした中で村内における生活改良の柱となったのが蚕糸業、とりわけ養蚕と蚕種製造であった。

落合村では江戸時代から自家用に蚕の飼育が行われたことが知られるが、明治 44 年 (1911) の『養蚕ニ関スル沿革及概要』によれば、落合村における養蚕の本格的な開始は明治時代の初め頃のことである。以降、養蚕は村内にて著しく盛んとなり、明治 22 年 (1889)・明治 23 年 (1890) 頃になると村人は上田に桑を植え、新しく開墾した土地を桑園にするまでになった。他地域の場合、上田の桑園化は明治時代末期から大正時代以降に多く見られるが、落合村のこうした動向からは、養蚕による利益の大きさとともに、村人がいかに養蚕に心血を注いでいたかを知ることができる。さらに、後述する秋蚕種の利用は、落合村の生産性向上に大きく寄与するものであった。

落合村の人々が初めて風穴を使って秋蚕種の製造を行ったのは明治 5 年 (1873) のことで、これは岐阜県恵那郡内における先駆的な試みであった。明治 8 年 (1875) の『明治八年

物産取調書』の落合村の項からは、既に蚕卵紙の製造も開始していたことが分かる。風穴秋蚕種は、非常に成績のよい蚕種として養蚕農家から争って買い求められるようになり、販路も近郷はもちろんのこと、西濃、尾張、三河、やがては全国へと次第に広がった。落合村の蚕種製造創業については記録により異なるが、明治33年(1900)の『産業統計報告』には「製造企業年月 明治12年起業爾来間断なし」ともあることから、蚕種製造が本格化したのは明治12年(1879)頃の可能性がある。当初、長野県安曇郡の稲核風穴を利用していた落合村の蚕種製造事業者たちであったが、御坂越道の経路上にある霧ヶ原が風穴の適地であると分かると、そこに造営された三坂風穴^[註146]を根拠地としていくことになる。三坂風穴は明治40年(1907)頃までに全国一の風穴数を誇る風穴地となったが、中山道や御坂越道を介して地の利を得た落合村は蚕種製造地として全国にも名を知られることとなり、全盛期には中津川町駅と三坂を繋ぐ電話線も開設された。秋蚕については、明治13年(1880)に岐阜県令から飼育禁止が通達されるなど、当初は反対意見も多かったが、その導入は恵那郡の養蚕を進歩させた一大画期であるとして、恵那郡長は明治38年(1905)の『恵那郡是』において落合村の先駆者の功績を紹介し、高く評価している。

養蚕・蚕種製造などの蚕糸業は、交通制度の変革によって江戸時代以前からの宿屋業・貨物運搬等による収入を失った落合の暮らしを支えるのみにとどまらず、村人の現金収入を増大させ、近代化を進める原動力となった。落合における蚕糸業は、全国的にも注目を集めるものであったが、こうした成功の背景にも中山道をはじめとする近世以前の交通網が大きな役割を果たしたことは特筆される。養蚕・蚕種製造増加した収入を背景に家々は植物葺きから瓦葺きに、一階建てから二階建てになり、拡張された間取りを最大限に生かしてさらに養蚕や蚕種製造が行われた。このような改造は、養蚕普請とも呼ばれた。

- [1] 落合の清水平遺跡ではナイフ型石器等の石器類が発見されている。
- [2] 落合五郎遺跡は後の落合宿から150m西側に存在する遺跡。縄文時代・古墳時代・古代・中世・近世の遺構・遺物が発見されている。
- [3] 落合五郎遺跡では、関東系の諸磯式と関西系の北白川下層式の土器が伴出した。
- [4] 落合五郎遺跡からは剣形石製模造品が出土している。
- [5] 落合五郎遺跡で発見された掘立柱建物跡は桁行六間梁行二間で玄関構造を伴い、東西19.2m、南北6.4m、柱根径約50cmの本市内でも類を見ない規模を有する。遺構からは8世紀から9世紀頃の緑釉陶器や灰釉陶器が出土しているが、当時の本市域や周辺における施釉陶器、とりわけ緑釉陶器の希少さからみても、重要な役割を持つ建物であった。
- [6] 園原旧富による安永年間(1772~1780)の著書。
- [7] 秋里籬島による文化2年(1805)の著書。
- [8] 「…(大)井より中津川まで廿一文 中(津川)より落合まで十一文…」の記述を指す。
- [9] 落合村の用水はその開設が古く、伝承によると、最も古い兄の井・弟の井と呼ばれる用水は鎌倉時代に開かれた。共に釜沢を取入口とする用水で、兄の井は後に崩れて川砂

に埋もれたが、弟の井は後に旧井巾用水となったとされる。用水の発起人はとある兄弟で、兄は用水の完成間際に死亡、弟は用水の完成後に役人が連れていき、二度と戻らなかったという。

[10]『井口家文書』には落合村の庄屋として加納小左衛門が登場する（杉村啓治 2023『落合宿本陣文書』）が、寛政年間（1789～1801）に著された『濃州徇行記』の落合村に関する記述にも、「庄屋塚田弥左衛門・小左衛門」との記述がある。塚田家は山村家知行地の庄屋であったから、加納小左衛門が務めたのは千村家知行地の庄屋だったことが分かる。『井口家文書』によると、千村家知行地の庄屋は、少なくとも明和8年(1771)まで井口五左衛門が務めており、小左衛門が役割を受け継いだのはその後のことであるが、明治3年(1870)の『落合村明細帳』には再び庄屋として五左衛門の名が登場するため、後には再び井口家が庄屋を務めたことが分かる。なお、『井口家文書』によると、小左衛門は、明和8年(1771)の段階で落合村の年寄を務めていた人物とみられる。

[110] 中津川宿境から馬籠宿境の中山道で、諸事において落合宿・落合村の管轄とされた。

[124] 落合宿境から大井宿境の中津川宿区間の道普請についても『中山道宿村大概帳』では尾張徳川家の負担で道普請されたとされるが、元禄9年(1696)段階では自普請であった。落合宿区間においても同様の変遷が想定される。

[123] 現在は下桁橋とよばれる橋のことであるが、『塚田手鑑』には大橋、『落合橋懸替申付状』には落合橋とあること、中津川大橋の例などから『中津川市史 中巻』はこれを落合大橋と呼称している。

[143] 『岐阜県御巡幸誌』には、「抑々中仙道は従前馬背肩輿に依りて通送せしに過ぎず。小車を通ずることすら困難なれば、今回御通輦については先ず道路橋梁の改修架け替えへをなさざるべからず。依て県に於いて四月より各関係村民を督促して着手せしむ。木曾に接する馬籠境より始めて、恵那郡東部諸村の夫を徴して施工せり。この時落合駅の道路中央を流れる水路を一方に寄せたり。又中津川駅に至る間の嶮路を改修すること多し…」とある。

[15]『恵那郡史』（恵那郡教育会 1926）による。

[136] 「神坂風穴」と表記される場合も多く見受けられるが、公的書類上の築造場所は三坂御領林内であったため、本計画においては「三坂風穴」と表記する。

第3節 落合宿本陣と井口家の沿革

落合宿本陣に関する古記録には、文化元年(1804)・文化12年(1815)の大火、あるいは、調査機関貸出中の戦火によって、既に失われてしまったものも多い。ただし、遺された資料や周辺的な記録からは、落合宿本陣や井口家について、以下にまとめるような沿革が明らかになっている。

(1) 江戸時代

江戸時代から明治初年に至るまで落合宿の本陣職を務めた井口家は、落合村における千村家知行地の庄屋や問屋を兼ねていた。

井口家の伝承によると、井口家の先祖は源藏人行家だとされるが、落合への居住は、その子孫沖田淡路守正義の頃からであり、初代井口善兵衛は正義の三代孫と伝わる。沖田淡路守は『木曾考』に登場する木曾義昌の従士、沖田淡路と同一の人物だとみられるが、諱が正義であることや正功院殿冲巖桑田大居士という法号など『木曾考』にもない情報に言及している点が特筆される。また、参考となる事実として、落合宿付近に現在も沖田という字名が存在すること、井口家伝来品の中に井口家の家紋である「丸に橘紋」ではなく「丸に三つ柏紋」^[註 1]を伴った中世武具等が存在している^[註 1]こともあげられる。「丸に橘紋」を家紋とする井口家は主として長野県に分布する^[註 2]ことから、落合宿本陣井口家の起源が信濃国にあると考えることもできるが井口姓の由来については不明であるが、落合には井ノ上・井ノ下・井中・井林といった用水に関わる地名が複数みられること、兄の井・弟の井用水路の伝承の存在などを踏まえると、用水との地理的な関係や用水に関わる何らかの役割が姓に反映されたものと考えられるから井口姓を自称した可能性も否定できない。ここでは、沖田淡路守との系譜的な繋がりを積極的にとらえ、その子孫が井口家を自称した可能性や養子として信濃国起源の井口家の家督を継いだ可能性についても考えておきたい。

『医王寺文書』によると、当初、本陣井口家当主は代々善兵衛の名を襲名していたが、江戸時代中期頃、千村家に善兵衛と名乗った人物がいたことから、遠慮して五左衛門を名乗るようになったという。実際、善兵衛の名が本陣・庄屋・問屋などとして文字記録文書類に登場するのは元禄15-正徳2年(17102)の八幡神社棟札までのことが最後であり、『塚田手鑑』享保3年(1718)の記事に記録のある吉兵衛を経て、享保12年(1727)以降は明治時代中頃まで五左衛門の襲名が続いている。

落合宿における千村方の庄屋・問屋として井口善兵衛が記録上に登場するのは元禄年間(1688~1704)からのことであるが、これは宝永年間(1704~1711)までの記録が存在しないためであり、実際には江戸時代当初から井口家が担当したものと考えられる。大久保長安が千村平右衛門・山村甚兵衛両者に宛てた慶長7年(1602)の『落合橋懸替申付状』^[註 23]によれば、落合村には遅くとも慶長7年(1602)以前から既に年寄と呼ばれる庄屋相当の役割を果たす人物が2名存在し、道や橋の修理にあたっていた。この年寄2名はおそらく、井口家と市岡家の人物であったとみられる。

井口家が初めて本陣職に就いたのは、参勤交代制度との関連から寛永12年(1635)頃と考えられる。本陣といえば、大名、旗本、公家、役人などが宿泊するための公的宿泊施設であったが、落合宿の場合には一般旅客が宿泊することもあった。同時に約30人の一般宿泊客を受け入れたという記録^[註 34]が残っていたり、道中独案内には「落合一リ 井口五左衛門」の案内が出されたりということもあったが、公的休泊の少ない宿場の一般的な傾向とみられる。

落合宿における公的な休泊件数の記録はほとんど残っていないが、脇本陣塚田家に伝わる『御大名様御通行之節御目録金頂戴記』からは、文化4年(1807)1年間にあった大名の小休が5件、宿泊が1件であったことを知ることができる。この一例からでも大名休泊がいに少なかったかを知ることができるが、中山道の宿場町が大名の通行を度々嘆願していたことから、中山道の大名通行自体も限られていたことが分かる。

なお、中山道の特徴として、皇族や公家の女性が将軍や水戸徳川家へ嫁ぐ際の通行に多く用いられたことがあげられるが、落合宿本陣も天保2年(1831)に登美宮や有姫の通行に際して宿泊場所となっている。

本陣職としての役割内外で行った宿屋業のほかに、先述のとおり井口家は庄屋や問屋の役目を果たしていたが、このほか、『医王寺文書』や井口家の伝承によれば、江戸時代の落合宿名物にも称えられる狐膏薬の販売を行っていた時期があるようである。元々は本陣の井口家で売り始め、初代井口善兵衛の次男井口善右衛門が新茶屋に分家する際、販売株を譲ったものとみられるが、新茶屋の井口家は、諸所に販売株を分けたようであり、後には山中薬師として知られる医王寺や中津川宿でも狐膏薬が売られるようになった。明治23年(1870)に落合宿本陣井口家にて作成された『秘密書』には、狐膏薬をはじめとする薬の材料や製法が記されており、少なくとも明治時代に至るまで製法が受け継がれたようである。

文化元年(1804)・文化12年(1815)の大火においては、落合宿本陣も被害を免れず、尾張領主からの拝借金や手当があったものの、再建には数年を要したという。

(2) 明治時代以降

明治時代に入ってからの特筆すべき出来事としては、明治13年6月に行われた明治天皇の巡幸があげられる。明治天皇一行は中山道の旧宿場等で休泊しながら山梨県、長野県、岐阜県、三重県、京都府の順に進んだが、落合宿本陣にて小休が行われたのは同年6月28日のことであった。落合村において目通りすることができたのは第11代当主井口五左衛門正直^[註5]を含む5名の有力者のみであり、地元関係者には下賜金が渡された^[註46]。なお、明治天皇一行とは別行動にて移動していた伏見宮も同じ日に落合宿本陣で小休している。明治天皇巡幸の背景に地方名望家への影響力を強化する政治的な目的があったことからすると、当時も井口家は落合において名望家としての立場を維持し、かつ家屋等も明治天皇や伏見宮の小休を受け入れるにふさわしい様態を維持していたことが分かる。

巡幸に関する記録を除くと、明治3年(1870)の本陣名目廃止、明治5年(1872)の庄屋廃止の後、明治時代前半期における井口家の動向はあまり知られていない。しかし、井口家が明治3年(1870)以降に購入した食膳具類や講旅行者向け宿泊所として落合宿本陣に言及した資料が存在することから、明治3年(1870)を過ぎてからも井口家は一般旅客を対象に宿屋業を継続していた可能性が高い^[註57]。また、西南戦争に端を発するインフレーションの影響が大きい明治14年(1881)に主屋の大規模改造を行い、岐阜県農学校新築のための寄附を行うなど、井口家が一定の貯えや財力基盤を維持していたことは明らかであ

る。

落合村の近代化と密接に関わる蚕糸業と井口家の関連が資料面から明確になるのは明治19年(1886)以降のことである。井口家には第12代当主井口鉞(悦)次郎^[註8]名義の『蠶絲組合員之證』が伝わっているが、このことは、少なくとも井口家がこの頃までに蚕糸業へ参入していたことを示す^[註69]。現存する中で最も古い明治20年(1887)頃からの出納帳には同年頃からの蚕種販売記録が存在するが、その販路は県内に留まらず、愛知県・滋賀県等にまで及んでいる。営業や売上金回収には、主人が単身にて直接出向いていたようであるが^[註10]、記録当時の販路の広さから考えれば、井口家における蚕種製造の開始はこれより前にさかのぼる可能性が高い。井口家がいつから養蚕や蚕種製造に参入したのかを明確に伝える資料は発見されていないが、落合村における養蚕が明治初年頃から盛んであったこと、蚕種製造が明治12年(1879)以降本格化していることは、参考となる事実である。明治14年(1881)の大改造によって、主屋は1一階建、~~て~~板葺きから一部2三階建、~~て~~棧瓦葺瓦葺きの土蔵造~~り~~になっているが、『明治天皇聖蹟調査書』で言及された改造理由には「生活改良ノ一步」との言及もあるため、改造に養蚕普請としての側面があった可能性も否定できない。

また、絵図から判明している事実として、明治15年(1882)以前から存在した建物5棟及び裏側門塀が明治20年(1887)頃以降の時点で撤去され、敷地下段部が桑畑とされている^[註71]点も注目される。明治22年(1889)・明治23年(1890)頃になると落合村では上田に桑を植えることが流行したが、敷地内下段部の桑畑化もこうした潮流に乗って行われたものと考えられるか、その走りとして行われたものとみられる。明治23年(1890)11月、主屋の南側に建設された土蔵は、下段部にあった二戸前の土蔵が取り壊された後に設置されたものと考えられる^[註812]。井口家は明治17年(1884)頃から散発的に土地の買い入れを進めているが、こうした動きにも桑畑用地の確保という側面があったものとみていい。桑畑に関連した特徴的な動きとしては、井口家が蚕種だけでなく、桑苗の販売も行っていたことが明らかになっている^[註10]。井口家が取り扱ったのは魯桑・鼠返・市平・九文龍・十文字・小牧・四ツ目の7品種であり、遅くとも明治20年(1887)頃から販売を行っていたことが分かる。販路は長野県をはじめとした他県にも及び、市平を除く6品種だけで少なく見積もって年間12万4千本以上もの売上実績があったことからみても、その生産規模が非常に大きなものであったことが分かる。

明治43年(1910)の「收繭調書」によれば、落合村の蚕糸業者として知られる合名会社進栄社(以下、「進栄社」)の所在地は落合宿本陣であり、構成員に第13代当主井口杉男^[註13]や鈴木利一^[註91]らがいたものとみられる。合名会社進栄社の創業時期は明治43年(1910)不明であるが、それ以前から進栄社と呼ばれる蚕種製造所が存在し、井口家が明治20年(1887)頃から利一名義の蚕糸業関連出納帳ほか^[註192]を保管している点からみて、両者の協力体制は明治時代中頃から成立していた可能性が高く、三坂風穴に存在した進栄社風穴3基が明治26年(1893)までに完成していたとみられることも分かっている^[註143]。また、

進栄社風穴 3 基の出願人名義・所有者はとなっている長野県西筑摩郡神坂村の早川治郎八となっているが、は進栄社の構成員もしくは協力者であった何らかの協力関係にあった可能性が高い〔註142〕。明治38年(1905)年末に至るまで神坂村は岐阜県民による三坂風穴利用を認めない立場を取っていたこともあり、神坂村民との協力関係構築によって早い時期からの風穴利用を可能としていた可能性がある。蚕糸業について大井宿本陣との協力体制が築かれていた〔註135〕ことも特筆され、近世以来の人脈を活かした事業展開があったものと評価できる。明治41年(1908)に井口杉男が創建した離れは蚕糸業の成功を背景に建設されたものと伝わるが〔註146〕、大正6年(1917)に「第三回蠶絲類品評会褒賞」を受け、大正9年(1920)の『帝国蚕業大鑑』には個人事業者として掲載されるなど、井口家の蚕糸業は、実際に成功を収めていたといえる。

以上のことから、明治維新後の当初には宿屋業が、その後は蚕糸業が井口家の重要な収入源となっていたと考えられる。また、『井口家文書』には明治時代を通じて門家や掬米への言及が見受けられることから、小作料などをはじめとする近世以来の農業収入も重要な経済基盤として維持されていた可能性が高い。このほか、狐膏薬をはじめとする薬の販売についても副収入となっていたことが考えられる〔註157〕。

註

[1] 「丸に三つ柏紋」を持つ伝世品と沖田淡路守を直接的に結び付けることはできないが、『都道府県別姓氏家紋大辞典 西日本編』(千鹿野茂 2004)では主に香川県や愛媛県が、『苗字から引く家紋の事典』(高澤等 2011)では広島県呉市が、「丸に三つ柏紋」を家紋とする沖田家の主要分布地域として紹介されている。沖田淡路守の家紋が「丸に三つ柏紋」であったとするならば、こうした分布情報や淡路守の名乗りは、出自を推測する上で参考となる情報だといえる。井口家の家紋は「丸に橘紋」。

[2] 『都道府県別姓氏家紋大辞典 東日本編』(千鹿野茂 2004)による。

[23] 『落合橋懸替申付状』には「…此以前々落合之年寄兩人して かへ懸候由申候間 可有其心得候…」とある。

[43] 商人萬屋仁右衛門らから井口五左衛門に宛てた文久3年(1863)7月の文書には、「…相宿三拾余人之者共、御差留置…」とある。

[5] 慶応4年(1868)の平田国学入門者、井口亀一郎正家として『平田先生授業門人姓名録』にその名が記されている。伊勢神宮協会第二九〇番神風公社の取締役(『神風講社掛人員名簿』)のほか、津島講大社長などを務めた。文化面では、美濃以哉派の宋匠、鈴木桑蔭から教えを受けて井口星花を名乗り(落合郷土誌)、同名義にて書や茶道関係書物『茶調法』などを遺した。

[64] 井口家にも「金拾五圓」と書かれた当時の包みが伝わっている。

[75] 井口家の土蔵には明治時代初期から明治14年頃にかけて買い足されたものを含む10人前揃えから20人前揃え、50人前揃えといった近世・近代の食器等が多く保存されて

いた。また、明治5年(1872)に作成された宝栄講旅行者用の道中案内には「落合泊井口五左衛門」との紹介が存在している。昭和10年(1935)に落合宿本陣が聖蹟指定された際の『明治天皇聖蹟調査書』には、明治14年(1881)に行なった主屋の大規模改造の理由として本陣の廃止や交通機関の変化により維持困難となったことがあげられているが、このことは改造が行われるころまで宿屋業が営まれていたことの傍証とみることできる。

[8] 明治23年(1890)からの2年6か月間にわたり落合村収入役を、明治30年(1897)からの2年2か月間にわたり落合村助役を務めた。また、明治26年(1893)から落合村会議員(二級議員)を、明治31年(1898)から落合村会議員(一級議員)を務めた。

[96] 明治19年(1886)9月、蚕種検査所が中津川村の中津川蚕糸組合事務所に併設され、以降、蚕種製造者は組合に所属し、蚕種の検査を受けなければならなくなった。同年6月12日の組合加入は、蚕種販売の要件を満たすべく行われたものとみられる。

[10] 『明治二十年落合宿井口家の養蚕業』(杉村啓治 2023)による。

[117] 明治15年(1882)4月当時の史跡内状況を描いた『當家再建備申之正當向百分一圖』には、明治41年より前の状況変化が直接書き込みと付箋貼りによって追記されているが、史跡内下段部に明治15年(1882)段階で存在した土蔵等建物群5棟及び裏門、袖塀を隠すように付箋貼りして「あき地ニして桑畑」と書かれている。各建物や裏門の箇所には「取りはなし」との記載があり、建物類を取り壊して空き地とした後に桑畑として利用したことが分かるが、明治19年(1886)11月作成の『井口五左衛門居宅一萬分一畧圖』には依然としてこれらの建物が描かれており、下段部が桑畑化したのは明治20年頃以降とみられる。

[128] 『史跡中山道落合宿本陣 離れ・土蔵調査報告書』(麓和善 2023)による。現在、主屋の南側にある土蔵は、建設当初、二戸前の土蔵であり、部材には転用材が多く見受けられる点も注目される。

[13] 明治29年(1896)からの1年6か月間と明治35年(1902)からの2年間にわたり落合村収入役を、明治42年(1909)年からの1年11か月間と大正5年(1916)からの4年間にわたり落合村助役を、大正10年(1921)からの2年間落合村長を務めた。また、明治34年(1901)から落合村会議員(一級議員)を、明治37年(1904)から落合村会議員(二級議員)を、明治43年(1910)から落合村会議員(一級議員)、大正12年(1923)から落合村会議員を務めた。大正4年(1915)からは4年間にわたり恵奈郡会議員も務めている。文化面では、頂法寺六角堂の池坊専啓(第43代世)から井華道の免許皆伝を受けていたことなどが知られている(『池坊免許皆伝書』)。

[119] 落合村の蚕糸業における先駆者の1人。明治43年(1910)の「收繭調書」によれば、当時、合名会社進栄社の代表者は鈴木利一であったことが分かる。利一は、その功績から農商務大臣山本達夫の表彰を受けている。

[120] 出納帳のほかに、蚕糸業励行を説く内容の版木(鈴木利一名義)などがある。

- [134] 『御坂役場文書』内「村予算歳入書」によれば、三坂風穴内にあった進栄社の蚕種貯蔵室3か所に関する使用料が明治26年(1893)以降計上されている。明治26年(1893)時点で公的に認知されていた風穴は4基のみであった。
- [142] 『御坂役場文書』によれば、早川治郎八は明治38年(1905)に設置されたとみられる公栄社風穴2基、万栄社風穴1基の出願名義人にもなっており、進栄社風穴3基の出願名義人であるからといって単純に進栄社の構成員であったと解することはできない。
- [153] 『蠶種製造ニ関スル書類』には、「蠶種製造届出書」「蚕種変更届書」「掃立届」「上簇届」「收繭調書」等井口家の養蚕や蚕種製造に関わる様々な届出等が綴られているが、大井宿本陣当主林半蔵が井口杉男の飼育代理人として登場する。
- [164] 孫にあたる落合宿本陣公有化当時の所有者らが井口杉男から伝え聞いた内容による。
- [175] 狐膏葉等の製薬法を記した明治23年(1870)作成の『秘密書』の存在、明治11年(1878)に内務省へ提出した呼吸丹の売薬免許願い出書類の存在による。狐膏葉の製法は、大正時代初期頃に後引製薬社が発売した「サンリーム」の元になった。

表@ 落合宿本陣の蚕糸業関連年表

明治初年頃	落合村で養蚕が盛んになる。
明治5年(1872)	長野県安曇郡の稲核風穴を利用した蚕種製造が落合村で開始
明治6年(1873)	神坂越道経路上の霧ヶ原に最初の風穴が設置される(後の三坂風穴)。
明治8年(1875)	この頃までに落合村で蚕卵紙の製造が落合村で開始
明治10年(1877年)	神坂越道の復興工事着手
明治12年(1879)頃	落合村で蚕種製造が本格化
明治14年(1881)	落合宿本陣の主屋が改造され、一階建て板葺きから二階建て瓦葺きの土蔵造りとなる。
明治15年(1882)12月	賤母新道の開削が決定
明治17年(1884)	井口家が土地を購入 神坂越道の復興工事完了
明治19年(1886)6月	第12代当主井口鉞次郎、中津川蚕糸組合へ加入
明治19年(1886)9月	蚕種検査所が中津川村の中津川蚕糸組合事務所に併設 蚕種製造者の組合所属と蚕種検査受検が義務化
明治20年(1887)頃	井口家による蚕種販売の現存する最も古い記録 <u>井口家による大規模な桑苗販売に関する記録</u> 井口家にて斎藤利一名義の蚕糸業関連出納帳の保管を開始
明治23年(1890)頃	落合宿本陣の敷地下段部の建物群が取り壊され、桑畑化
明治23年(1890)	落合宿本陣の敷地上段部に土蔵が建てられる。

明治 26 年 (1893)	この年までに進栄社第 1 風穴から第 3 風穴までが完成
明治 28 年 (1895)	井口家が土地を購入
明治 33 年 (1900)	井口家が土地を購入
明治 41 年 (1908)	蚕糸業の成功により落合宿本陣の離れが建てられる。
明治 43 年 (1910)	<u>その時点で合名会社進栄社創立。</u> の構成員に <u>少なくとも</u> 第 13 代当主井口杉男と鈴木利一が含まれていることが確認できる。
大正 6 年 (1917)	第 13 代当主井口杉男が「第三回蠶絲類品評会褒賞」を受ける。
大正 9 年 (1920)	『帝国蚕業大鑑』に第 13 代当主井口杉男の名が掲載される。

第 4 節 落合宿本陣を構成する要素史跡地内の歴史の変遷

特徴的な歴史的景観を形成する落合宿本陣の正面間口には、門 2 基（御門・通用門）と瓦葺屋根の袖塀が接続して建ち、門を入るとすぐに庭が間口全体に広がる中を通して主屋に至る。主屋の南東には土蔵が、東には離れが存在し、離れは渡り廊下で主屋と接続する。

落合宿本陣の位置する一帯は、河岸段丘地形にあたるが、当該史跡地内にもまた、地形上の段差が存在し、現存する上段平坦部と下段平坦部は、この段差を上手く利用するべく造成が行われた結果造り出されたものである。高低差のある個所には石垣や石積が、上段平坦部と下段平坦部を繋ぐ通路としては斜路が設けられているが、その途中にも 3 段の平坦部が造られている。史跡地内に現存する建物等は、基本的に上段平坦部と 3 段平坦部の上に位置している。井口家が本陣職に就いていた江戸時代頃からの敷地の全体的な規模や形状が概ね現存する当該史跡地であるが、ここでは、その敷地内における歴史の変遷を概観する。

(1) 地形・造成

井口家が初めて本陣職に就いたのは、参勤交代制度との関連から寛永 12 年 (1635) 頃のことと考えられるが、井口家の伝承や宿場の形成に関わる周辺的事実からみて、井口家による当地の利用が開始したのは江戸時代の開始以前とみていい。

史跡地内の地形的特徴の 1 つである上段平坦部がいかなる経緯で造り出されたかについては記録等が残っていないものの、現存建物の配置や創建時期等を参考事実とすることができる。落合宿は、文化元年 (1804) と文化 12 年 (1815) の二度にわたって大火に見舞われ、その際に落合宿本陣も罹災・焼失したことが知られるが、伝承によるとその 3 年後、文化 15 年 (1818) には復興している^{〔註 1〕}。現在、上段平坦部に存在する建物の中で最も古い建物は主屋であるが、座敷部分はこの復興期に建てられたものとみられ、その土台となっている上段平坦部が、遅くともこの建物が建てられた時期以前に形成されていたことが分かる。また、座敷部分から接続する便所棟は座敷部分と同時期の創建とみられるが、その土台となっている南北面高石垣は江戸時代後期以降のものとみられることから、年代的にも符合する。上段平坦部と下段平坦部を繋ぐ現存の斜路についても、現存上段平坦部が形成され

て以降のものと考えていい。

3段平坦部の石垣も江戸時代後期以降のものと思われるが、明治時代後半に積み足された箇所を含むことから、現在の状況になったのは、それ以降とのもと考えられる。なお、明治15年(1882)の絵図^[註2]には複数平坦部描写が確認でき、その上に江戸時代創建とみられる土蔵が配置されていることから、上段平坦部と下段平坦部の中間に平場が形成され始めたのは江戸時代のことと考えられる。

(2) 主屋^[註3]

主屋は、文化12年(1815)の大火焼失後、文化15年(1818)に復興されたと傳承されている。その後、明治13年(1880)の明治天皇巡幸の後、明治14年(1881)に平屋建、板葺屋根から土蔵造、一部2階建、棧瓦葺屋根の建物となった。文化復興期の座敷部分にあたる二の間・次の間・上段の間・小姓の間の4室と、明治改造期の居室部分にあたる玄関・台所・鞘の間・六畳間・三の間の5室では、床下で確認できる柱番付の系統がそれぞれ異なり^[註4]、座敷部分が当初居室と離れた別棟の建物であったこと、その西端に現存部分より3間西まで部屋があったことが明らかになっている。明治期の改造では、座敷棟西側3間および南側に建っていた文化復興期の居室棟が取り壊され、土間と居室部分の玄関・台所・鞘の間・六畳間および座敷部分の三の間が造り替られたようである。

また、文化復興期の座敷部分の小屋組と明治改造期の土間・居室部分では、小屋組の架構方法が異なっている。座敷棟の屋根は棟通りを現在と同じくするものの、棟の高さは現在より約1.5m低く、屋根勾配も緩くなっている。これは、傳承のとおり板葺であったため、屋根を棧瓦葺に変更した明治改造期には、棧瓦葺の重さに耐えうる現在の勾配が採用されたようである。

以上のように、落合宿の本陣として最も重要な部分であった座敷部分と明治維新後の社会情勢の変化に対応すべく改造された居室部分の2時期の性格が併存する点が主屋の特徴であり、近年の部分的な改造が見受けられるものの、明治改造期の状況をよくとどめている。明治14年(1881)の改造の理由としては、第3節で言及した「生活改良ノ一步」といった側面のほかに、「明治天皇御小休の光栄を長く伝えんがため、火災防禦のため壁を厚くし、屋根に土を塗って其上を瓦葺とし、堅牢な造作を施した」といった説明^[註5]もなされている。

このほか、痕跡調査からは現在台所・土間境にある間仕切が後補であり、明治改造期には現在の間仕切位置から1間半北側にある差鴨居・敷居の仕口痕のところに間仕切があったことが明らかにされ、この部分から南側には当初天井がなく、土間からこの部分の床土上までが梁組を見せた化粧屋根裏であったことも判明している。小姓の間についても、現在床となっている北面東半が当初床でなく、他の面と同じ長押が廻らされた壁であったこと、東面南半・西面北半については当初は壁であり、それぞれに現在建て込まれている襖や開き扉は後補であることが分かっている。同様に、小姓の間の天井の明り取り、小姓の

間の西から北にかけての待合・水屋・縁・物入は、いずれも後補である。座敷部西面の現在ガラス戸が建て込まれている部分についても、当初はガラス戸がなく手すりが設けられていた。

また、明治15年(1882)の絵図と明治19年(1886)の絵図の対照からは、現在、玄関の西側に存在する式台が当初存在せず、後に当初存在していた玄関西側の雨落溝部分を改変して明治19年(1886)までに設置したものであることが分かる〔註6〕。

(3) 土蔵〔註7〕

土蔵の二階棟木には、「明治二十三年十一月吉日」の年紀のある棟札が釘止めされており、その創建が明治23年(1890)であることが分かる。明治15年(1882)の絵図〔註2〕には、貼り紙で、屋敷東側の下段にあった土蔵を取り壊して桑畑にすることが記され、代わりに現在の土蔵の位置には同じく貼り紙で2戸前の土蔵と物置が描かれている。部材に転用材がみられること、第3節において言及したような歴史的経緯を踏まえれば、蚕糸業への参入に際して、敷地下段にあった土蔵群を取り壊し、主屋の南側に現在の土蔵が建設されたことは明らかである。

建物は、2階建、切妻造、北面庇付、東面物置付、棧瓦葺で、1階・2階とも中央に間仕切を設け、東西2室に分けている。現在の戸口は西寄りに存在するが、東寄りにも元あった戸口を塗りこめたとみられる矩形の痕跡が確認でき、間違いなく当初は2戸前であったことが分かる。昭和10年代の図面〔註8〕が作成された段階では、壁で2つに分かれた建物として描写されていることから、東西2室が行き来できるようになったのは昭和10年代以降の可能性がある。

(4) 離れ・渡り廊下〔註9〕

(執筆中)

(5) 御門

(執筆中)

(6) 現存しない建物等

(執筆中)

〔1〕天保14年(1843)の『中山道宿村大概帳』には、「本陣 おおよそ建坪百三拾貳坪／門構 玄関附 中町壱間」とあり、少なくともこの頃までには、本陣としての格式をもって復興されていたことが史料によっても確認できる。

〔2〕明治15年(1882)4月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』。

〔3〕主屋の変遷については、主に『中津川市指定史跡 落合宿本陣(井口家)調査報告

書』(麓和善 2008) および平成 26 年(2014) になって新たに発見された明治 15 年(1882) 4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』に基づいて記述している。

[4] 柱番付は、建築工事の際に付されるもので、2 つの系統が存在するという事は、建築工事の時期が異なることを意味する。

[5] 『岐阜県御巡幸誌』(岐阜県発行 1925) による。現在、屋根の上に乗せられている鯨や水玉といった飾り瓦も防火の願いを込めて設置されたものと考えられる。

[6] 明治 15 年(1882) 4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』には、後の改築等に備えて明治 15 年(1882) 4 月当時の状況が記録されたものとみられるが、紙の上貼りや塗りつぶし等により、当初の繊細な線描・文字表記とは異なる粗い線描・文字表記にて改変の予定または記録も後補されている。式台については、当初の雨落溝描写の上に紙が上貼りされ、稚拙な線で式台が描き足されている。明治 19 年(1886) の落合宿本陣絵図には同じ部分に式台の存在が記録され、かつ現存するものと同一であると考えられることから、明治 15 年(1882) 4 月当時の状況には存在せず、明治 19 年(1886) までに設けられた構造であることが明らかとなった。

[7] 土蔵の変遷については、主に『史跡中山道落合宿本陣離れ・土蔵調査報告書(麓和善 2023) および昭和 10 年代頃作成の『平面間取圖 縮尺百分之壱』『標識建設位置図(御小休所)』に基づいて記述している。

[8] 昭和 10 年代頃作成の『平面間取圖 縮尺百分之壱』『標識建設位置図(御小休所)』。

[9] 離れの変遷については、主に『史跡中山道落合宿本陣離れ・土蔵調査報告書(麓和善 2023) および明治 15 年(1882) 4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』に基づいて記述している。

—(執筆中)—

第 5 節 落合宿本陣史跡中山道への追加指定に至る経緯

中山道は近世五街道の 1 つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道であった。昭和 62 年(1987) に長野県小県郡長和町、同県木曾郡南木曾町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成 3 年(1991) には長和町内で追加指定があった。

「落合宿本陣」が史跡中山道の交通遺跡として追加指定されたのは平成 22 年(2010) 2 月 22 日のことであり、同時に、市内にある約 20km 分の道筋の内、「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての道路区間約 2.5 km と「新茶屋の一里塚」、「落合宿の常夜燈」が指定の対象となった。なお、「落合宿本陣」の一部は昭和 10 年(1935) から明治天皇聖蹟として史跡指定されていたが、昭和 23 年(1948) には明治天皇聖蹟に該当する史跡が日本全国で一斉に指定解除されることとなり、昭和 54 年(1979) 以降は「中山道落合宿本陣」との名称で本市指定史跡となっていた。

本市域における追加指定後も岐阜県では、平成 28 年(2016) に可児郡御嵩町内の一部区

間約 3.6 km、令和元年（2019）年に瑞浪市内の一部区間約 4.0 kmと交通遺跡が追加された。

第 6 節 指定の状況

(1) 指定告示

平成 22 年（2010）2 月 22 日付け文部科学省告示第 18 号により、中津川市内の史跡中山道は追加指定された。指定の概要は次のとおりである。

文部科学省告示第 18 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により、史跡中山道(昭和 62 年文部省告示第 119 号及び平成 3 年文部省告示第 55 号)について、下記 1 に掲げる地域を下記 2 によって追加して指定します。

平成 22 年 2 月 22 日

文部科学大臣 川端 達夫

名 称	中山道（なかせんでう）
追加指定年月日	平成 22 年 2 月 22 日 （昭和 62 年 10 月 3 日指定、平成 3 年 5 月 15 日追加指定）
所在地	岐阜県中津川市馬籠 同 落合字新茶屋、落合町、山中、向山、井ノ下、滝場、屋下
地 域 (上記における下記 1)	別図のとおり（(3) 史跡の指定範囲 参照）
指定面積	12,403.69 m ² （道路部分 10,615.40 m ² 、その他部分 1,788.29 m ² ）
追加指定基準 (上記における下記 2)	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部六による。
追加基準説明 (上記における下記 2)	近世五街道の一つ。江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道。現在までに長野県の長和町、南木曾町の中山道が指定されている。今回は、長野県と岐阜県との旧県境にある「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての区間と一里塚、落合宿本陣、常夜燈を追加指定する。

解 説

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年（1716）、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。武蔵板橋宿から近江守山宿までの 67 宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村（現・長和町）、同県木曾郡南木曾町の保存状態の良好な道および交通遺跡が昭和 62 年に史跡に指定され、平成 3 年に追加指定が行われた。

中津川市域には武蔵板橋宿から数えて 43 番目の馬籠宿、44 番目の落合宿、45 番目の中津川宿があり、約 20 キロメートルの道筋が残っている。長野県との旧県境にある「新茶屋の一里塚」から落合宿までほぼ全線下り坂で、起点から約 1 キロメートルについては樹林の中を道が通り、一部石畳が残っている（3 か所、総延長約 71 メートル、県史跡）。昭和 63 年度から平成 7 年度にかけて、歴史の道保存整備事業により残存する石畳を中心に約 840 メートルにわたり路面を石畳化する整備等を実施した。石畳道の終点からアスファルト舗装された道となるが、道筋や道幅は良好に残されている。途中、『木曾街道続膝栗毛』に登場する「狐膏葉」で知られる「医王寺」があり、落合川に架かる下桁橋（指定対象地外）を渡ってしばらく進むと、家が建ち並び始める。落合宿の入り口には高札場跡があり、横町、上町、中町、下町からなる落合宿の長さは三町三五間（約 390 メートル）で、宝永 2 年（1705）の記録では家数 80 軒であった。町を貫いて中山道の中央を用水が流れていたが、明治 13 年（1880）の天皇巡幸に際し、片側に寄せる改修がなされた。宿内には本陣であった井口家住宅（主屋は文化 12 年〈1815〉の大火焼失後復興され明治 14 年に改築、市史跡）や、寛政 4 年（1792）建立の上町の常夜燈がある。

今回は、歴史の道保存整備事業により整備を実施した約 840 メートルを含む保存状況の良好な「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての区間、約 2.5 キロメートルの道路部分と、「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜燈」の交通遺跡について追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』2月号（第 557 号）より抜粋）

(2) 史跡中山道の指定範囲と落合宿本陣の位置

中津川市内の史跡中山道の指定地は、図@のとおりである。

落合宿本陣は、史跡中山道が南北に通る落合宿の中央、東側に位置する。落合宿下町の禪昌寺からは約 130m 南にあたり、ここから約 150m 先には、史跡中山道指定地である落合宿の常夜燈がある。史跡地の北側には、民家が迫って建ち、南側は、間口約 12.0m、奥行き約 53.5m の空地（市有地）が接続している。

(3) 落合宿本陣の管理者・所有者

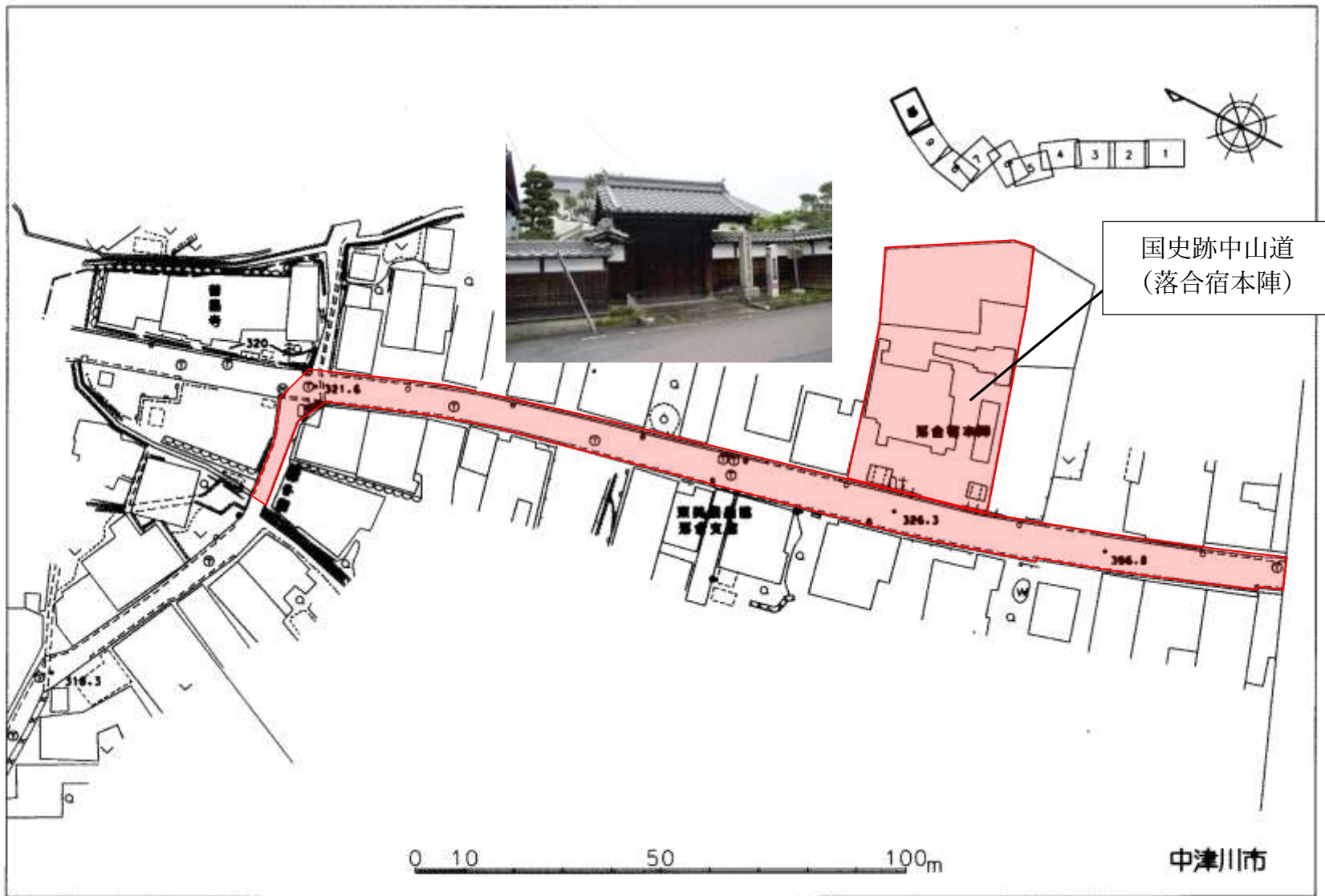
平成 22 年（2010）8 月 25 日付け文化庁告示第 41 号により、史跡中山道の指定地域の内、中津川市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体に本市が指定された。これにより本市は落合宿本陣の管理者となったが、当時、落合宿本陣は個人の所有するところであった。

落合宿本陣の整備については、平成 13 年（2001）3 月に本市が策定した『中山道整備活用計画』の段階から言及がなされてきた。平成 25 年（2013）3 月、本市が国庫補助金を活用して策定した『中山道保存管理計画』では、建物の老朽化と所有者による修繕への負担増による維持困難に言及したうえで、将来的な一般公開を見据えた建物の補強や改修を目指し、公有化を目指すこととした。平成 26 年（2014）11 月 28 日には同計画に基づき、史跡等購入補助を受けて落合宿本陣の公有化が行われた。



図④ 史跡指定範囲図

（史跡指定地の道路部分を赤で、交通遺跡を



図④ 中津川市内の史跡中山道と落合宿本陣の位置関係

第6節 落合宿本陣に関する調査・整備等の状況

(1) 過去の調査履歴

落合宿本陣について、これまで実施された調査・保存の履歴と概要を以下に示す。当該史跡地が史跡中山道に追加指定されたのは平成22年（2010）2月22日であるが、その前後いずれについても言及するものとする。

成果の概要については、第3章から第5章で扱っているため、この節では主に調査主体（調査者）や調査内容、報告書等についてまとめる。

【主な調査履歴および関連報告書等】

・昭和10年度（1935）

調査主体：落合村（調査者：井口好澄 元落合村長）

調査内容：史蹟（明治天皇聖蹟）指定に係る沿革・保存状態等の調査

報告書等：井口好澄『明治天皇聖蹟調査書』昭和10年（1935）

文部省『史蹟調査報告書等 第10輯 明治天皇聖蹟』昭和12年（1937）

・昭和49年度（1974）

調査主体：中津川市教育委員会（安藤守人 岐阜県保護審議会委員）

調査内容：中津川市史跡指定に係る保存状態等の調査

報告書等：安藤守人『中仙道落合本陣調査所見』昭和49年（1974）

・昭和53年度（1978）

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：岐阜県内中山道および周辺遺構の保存状態等の調査

報告書等：岐阜県教育委員会『歴史の道 中山道調査報告書』昭和54年（1979）

・昭和63年度（1988）～平成7年度（1995）

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：中津川市内中山道および関連遺構の保存状態等の調査、文献・絵図調査

報告書等：中津川市『歴史の道 中山道保存整備事業報告書』平成8年（1996）

・平成18年度（2006）～平成19年度（2007）

調査主体：中津川市（調査者：麓和善 名古屋工業大学教授）

調査内容：史跡中山道追加指定に係る落合宿本陣主屋の建築調査

報告書等：麓和善『中津川市指定史跡 落合宿本陣（井口家）調査報告書』平成20年（2008）

・平成 26 年度（2014）～令和元年度（2019）

調査主体：中津川市

調査内容：落合宿本陣調度品調査

報告書等：中津川市『中山道落合宿本陣 調度品調査目録』令和元年（2019）

・平成 27 年度（2015）

調査主体：中津川市（調査者：株式会社 イビソク）

調査内容：落合宿本陣石垣の健全性等の調査

報告書等：株式会社 イビソク『落合宿本陣石垣内部状況調査報告書』平成 28 年（2016）

・平成 28 年度（2016）

調査主体：中津川市（調査者：株式会社 文化財保存計画協会）

調査内容：落合宿本陣の建物等図面作成、史跡地内総合状況調査

報告書等：株式会社 文化財保存計画協会『落合宿本陣整備計画策定調査報告書』平成 29 年（2017）

・令和 4 年度（2022）

調査主体：中津川市（調査者：麓和善 名古屋工業大学名誉教授）

調査内容：史跡中山道追加指定に係る落合宿本陣離れ・土蔵の建築調査

報告書等：麓和善『史跡中山道落合宿本陣離れ・土蔵調査報告書』令和 5 年（2023）

・令和 4 年度（2022）～令和 5 年度（2023）

調査主体：中津川市（調査者：杉村啓治）

調査内容：中山道・落合宿・落合宿本陣等に関する史料調査

報告書等：杉村啓治『中津川市落合宿井口家文化財について』令和 4 年（2022）

『落合宿井口家と養蚕』令和 5 年（2023）

『明治 13 年天皇巡幸と落合宿』令和 5 年（2023）

『落合宿本陣文書』令和 5 年（2023）

『明治 20 年落合宿井口家の養蚕業』令和 5 年（2023）

『街道と落合宿』令和 5 年（2023）

・令和 5 年度（2023）

調査主体：中津川市（調査者：丸山宏 名城大学名誉教授）

調査内容：庭園調査

報告書等：丸山宏『落合宿本陣の庭園所見』令和 5 年（2023）

・ 令和 5 年度 (2023)

調査主体：中津川市（調査者：株式会社 文化財保存計画協会）

調査内容：史跡地内総合状況調査

報告書等：株式会社 文化財保存計画協会『落合宿本陣整備基本計画策定予備調査委託
成果品』令和 5 年 (2023)

(2) 過去の整備等履歴

過去に落合宿本陣史跡地内にて実施された整備等措置の内、公有化前に実施された主要なもの、外観や耐久性等に影響を与えている重要なものについて記載する。

<u>年度</u>	<u>内容</u>	<u>主体者</u>	<u>備考</u>
<u>昭和 10 年度 (1935) ~ 昭和 12 年度 (1937)</u>	<u>御門移設・通用門設 置・土塀改修</u>	<u>井口杉男</u>	
<u>昭和 12 年度 (1937)</u>	<u>明治天皇御小休碑設置</u>	<u>文部省</u>	
<u>昭和 44 年度 (1969)</u>	<u>建物屋根・土塀修繕</u>	<u>井口康介</u>	
<u>平成元年度 (1989)</u>	<u>落合宿本陣の碑</u>	<u>中津川市 教育委員会</u>	
<u>平成 3 年度 (1991)</u>	<u>建物壁・土塀等修繕</u>	<u>井口康介</u>	<u>市補助</u>
<u>平成 8 年度 (1996) 以降</u>	<u>南北面高石垣 コンクリート補修</u>	<u>井口裕為</u>	
<u>平成 26 年度 (2014)</u>	<u>史跡地公有化</u>	<u>中津川市</u>	<u>国庫補助</u>
<u>平成 28 年度 (2016)</u>	<u>離れ・土蔵被覆工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>平成 28 年度 (2016)</u>	<u>土蔵梁支持工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>平成 28 年度 (2016)</u>	<u>主屋床下支持工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>平成 29 年度 (2017)</u>	<u>離れ補強工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>令和元年度 (2019)</u>	<u>主屋小姓の間応急修理</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>令和 2 年度 (2020)</u>	<u>主屋床下支持工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>令和 4 年度 (2022)</u>	<u>主屋軒裏仮復旧工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>令和 4 年度 (2022)</u>	<u>離れ壁面養生工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>
<u>令和 5 年度 (2023)</u>	<u>主屋軒裏仮復旧工事</u>	<u>中津川市</u>	<u>市単独</u>

計画策定に向けたスケジュールについて

令和5年度

1. 令和5年度第1回整備計画策定委員会（令和5年6月30日）

- ・ 歴史的背景等の整理
- ・ 本質的価値の構成要素を構成する要素についての素描

2. 令和5年度第2回整備計画策定委員会（令和5年12月14日）

- ・ 落合宿本陣の構成諸要素等の分類（本質的価値の構成要素等）
- ・ 計画区域の設定について

3. 令和5年度第3回整備計画策定委員会（令和6年3月上旬）

- ・ 大綱と基本方針
- ・ 保存・活用・整備
- ・ 運営体制
- ・ 実施計画・経過観察方針

■ スケジュール表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会			■						■			■
調査		■	■	■	■	■	■	■				
本文執筆	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
版組み										■	■	■
沿革と目的・ 史跡の概要	■	■	■									
構成要素分類・ 計画区域設定			■	■	■	■	■	■	■			
大綱・基本方針・ 保存・活用・整備・ 運営体制・実施計画・ 経過観察方針									■	■	■	■

※「大綱・基本方針・保存・活用・整備・運営体制・実施計画・経過観察方針」については、

今回委員会の結果を踏まえて内容を固め、次回委員会にて提示

※令和6年3月末までに執筆・版組みを完了、公開することで完成とする。

※令和6年度単費事業にて保存活用計画冊子の印刷を予定している。